

令和5年3月9日

予 算 委 員 会

阿久根市議会

1 会議名 予算委員会

2 日時 令和5年3月9日(木)

午前9時58分開会
午後3時23分散会

3 場所 議場

4 出席委員

牟田 学 委員長、山田 勝 副委員長、竹之内 和 満 委員、
川上 洋一 委員、濱田 洋一 委員、仮屋園 一 徳 委員、
木下 孝行 委員、濱之上 大成 委員、岩崎 健二 委員

5 欠席委員

濱崎 國治 委員

6 事務局職員

次長兼議事係長 上 脇 重 樹、庶務係長 野 中 義 昭

7 説明員

総務課	課長	中野貴文君
参事	長	児玉秀則君
課長補佐兼職員係	長	寺地克己君
秘書広報係	長	榎柑幸一郎君
行政係	長	落俊輔君
危機管理係	長	早水健児君
情報管理係	長	白肌隆一君
消防係	長	桐原武君
企画調整課	課長	福島浩君
課長補佐兼地域振興係	長	尾上覚史君
企画調整係長兼統計調査係	長	岩下亮一君
課長補佐兼管理係長兼滞納整理係	長	新町博輝雄君
課長補佐兼固定資産税係	長	田原勝矢君
課税係	長	本千晶君
市民環境課	課長	牧尾浩一君(兼)
課長補佐兼住民年金係	長	中園修君(兼)
主幹兼環境対策係	長	大野勇人君
三笠支所	所長	牧尾浩一君(兼)
所長補佐	長	中園修君(兼)
庶務係長兼戸籍係	長	大野勝一君
大川出張所	所長	牧尾浩一君(兼)

			所 長 補 佐 中 園 修 君 (兼)
		庶 務 係	長 本 藏 雄 一 君 (兼)
福 祉 課	課		長 佐 潟 進 君
	課	長 補 佐 兼 福 祉 係	長 前 田 敏 君
	保 護 係		長 松 崎 正 幸 君
	児 童 福 祉 係		長 平 田 祥 子 君
	み な み 保 育 園 園		長 佐 渡 谷 ま な み 君
健 康 増 進 課	課		長 猿 楽 浩 士 君 (兼)
	課	長 補 佐 兼 国 保 係 長 兼 新 型 コ ロ ナ ワ ク チ ン 対 策 係	長 大 橋 尚 子 君
	保 健 予 防 係		長 篠 原 千 美 子 君
大 川 診 療 所	事 務		長 猿 楽 浩 士 君 (兼)
	管 理 係		長 本 藏 雄 一 君 (兼)
会 計 課	課		長 尻 無 濱 久 美 子 君
	課	長 補 佐 兼 会 計 係	長 丸 塚 明 子 君
議 会 事 務 局	局		長 牟 田 昇 君
農 業 委 員 会 事 務 局	事 務 局		長 園 田 豊 君 (兼)
	管 理 係		長 鍋 藤 雄 太 君
監 査 事 務 局	事 務 局		長 新 塘 浩 二 君 (兼)
公 平 委 員 会 事 務 局	事 務 局		長 新 塘 浩 二 君 (兼)
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	事 務 局		長 新 塘 浩 二 君 (兼)
	管 理 係		長 寺 園 勝 夫 君

8 会議に付した事件

- (1) 議案第30号 令和5年度阿久根市一般会計予算
- (2) 議案第31号 令和5年度阿久根市国民健康保険特別会計予算
- (3) 議案第32号 令和5年阿久根市交通災害共済特別会計予算
- (4) 議案第33号 令和5年度阿久根市介護保険特別会計予算
- (5) 議案第34号 令和5年阿久根市後期高齢者医療特別会計予算
- (6) 議案第35号 令和5年阿久根市水道事業会計予算

9 議事の経過概要

別紙のとおり

審査の経過概要

○ 議案第30号 令和5年度阿久根市一般会計予算

牟田学委員長

ただいまから予算委員会を開会いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第30号、令和5年度阿久根市一般会計予算、議案第31号、令和5年度阿久根市国民健康保険特別会計予算。議案第32号、令和5年度阿久根市交通災害共済特別会計予算。議案第33号、令和5年度阿久根市介護保険特別会計予算。議案第34号、令和5年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算。議案第35号、令和5年度阿久根市水道事業会計予算の6件です。

日程は、配付しました日程表のとおりですのでよろしくお願ひいたします。

ここで、所管課等の説明の方法についてお知らせいたします。

各委員の質疑時間を十分確保するため、予算書の単なる読み上げや本会議での補足説明の繰り返しは行わないこと。ただし、新規事業や、前年度までの内容を変更して行う事業などについては、丁寧な説明を行うこととしておりますので、あらかじめ御了承くださるようお願い申し上げます。

それでは、審査に入ります。

〔議会事務局長入室〕

牟田学委員長

議案第30号を議題とし、議会事務局所管の事項について審査に入ります。

議会事務局長の説明を求めます。

牟田議会事務局長

それでは議案第30号中、議会事務局の所管する事項について歳出から御説明いたします。

令和5年度一般会計予算書の36ページを御覧ください。

1款1項1目議会費の令和5年度予算は、1億2711万3000円で前年度比226万円の減となっております。減額の理由は、17節備品購入費において、昨年、議事録作成支援システム用パソコンを購入した分の減額が主なものであります。

それでは、各節ごとに主なものについて説明いたします。

1節報酬から4節共済費までは、議員15人分、会計年度任用職員1名、職員4名分の報酬、給料、手当、共済費であります。議員共済会負担金は、負担率が100分の32.2から100分の31.5に改定されることから32万8000円の減額となります。8節旅費は、議長及び常任委員会の出張等による費用弁償及び職員の随行旅費が主なものであります。9節交際費は、昨年度と同様の42万円を計上いたしました。10節需用費では、これまで会議録を反訳製本まで委託しておりましたが、議事録作成支援システムにより製本業務のみとなったことによる印刷製本費の増及び議場内の壁及び床の修繕を予定しており、令和4年度より125万9000円の増となっております。11節役務費は、タブレット通信回線使用料、事務局の電話料、郵便料等が主なものであり、手数料では、議場の議員標柱の塗替えを予定し、令和4年度より9万5000円の増となっております。次に37ページを御覧ください。12節委託料は、説明欄に記載の2

業務の委託料であります。13節使用料及び賃借料は、議会中継システムのリース料及びタブレット端末20台分のペーパーレス会議システム使用料が主なものであります。17節備品購入費は、議長室のテレビを更新しようとするものであります。次に、18節負担金、補助及び交付金は、全国、九州、鹿児島県の各市議会議長会等の会議出席負担金が主なものであるものであります。

次に、歳入について説明いたします。31ページをお開きください。

20款5項4目20節雑入の1行目、雇用保険料のうち1万4000円余りが事務局の会計年度任用職員分であります。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願ひいたします。

牟田学委員長

局長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第30号中、議会事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔議会事務局退室、監査事務局入室〕

牟田学委員長

次に、議案第30号中、監査事務局所管の事項について、審査に入ります。

監査事務局長の説明を求めます。

新塘監査事務局長

議案第30号中、監査事務局及び公平委員会の所管する事項について御説明いたします。

初めに、公平委員会費から御説明いたします。予算書の46ページをお開きください。

第2款総務費1項10目公平委員会費は、前年度と比較し17万8000円の減額となっておりますが、これは全国公平委員会連合会通常総会の旅費の減額が主な要因であります。

ほかは、例年並みの予算計上となりますが、このうち1節報酬は、公平委員会委員3人分の報酬であります。また、18節負担金、補助及び交付金は、説明欄に記載の県公平委員会連合会ほか1件の負担金及び会議出席負担金であります。

次に、監査委員費について御説明いたします。59ページをお開きください。

第2款総務費6項1目監査委員費は、前年度と比較いたしまして168万4000円の減額となっておりますが、これは職員人件費の減額が主な要因であります。

ほかは、例年並みの予算計上となっております。このうち1節報酬は、監査委員2名分の報酬であり、60ページになりますが、18節負担金、補助及び交付金は、説明欄に記載の九州各市監査委員会ほか3件の負担金及び会議出席負担金であります。

なお、歳入につきましては、該当がございませんでした。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

牟田学委員長

事務局長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第30号中、監査事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔選挙管理委員会事務局入室〕

牟田学委員長

次に、議案第30号中、選挙管理委員会事務局所管の事項について、審査に入ります。
選挙管理委員会事務局長の説明を求めます。

新塘選挙管理委員会事務局長

議案第30号中、選挙管理委員会事務局の所管する事項について御説明いたします。

初めに、歳出から御説明いたします。

予算書の55ページをお開きください。

第2款総務費4項1目選挙管理委員会費は、前年度と比較いたしまして41万6000円の増となっておりますが、これは選挙管理委員会事務局の事務補助として会計年度任用職員1人の1節報酬、3節職員手当等、4節共済費がそれぞれ増額となったことが主な要因であります。

次に、56ページをお開きください。2目選挙啓発費につきましては、前年度と同額程度を計上いたしました。

次に、6目県議会議員選挙費につきましては、任期満了に伴う令和5年4月9日に執行される県議会議員選挙に必要な経費を計上しております。このうち1節報酬は、選挙事務補助として、選挙期間中に雇用する会計年度任用職員の報酬などであります。

次に、57ページですが、8目市議会議員選挙費につきましては、任期満了に伴う令和5年4月23日に執行される市議会議員選挙に必要な経費を計上しております。このうち1節報酬は、選挙事務補助として選挙期間中に雇用する会計年度任用職員の報酬などであります。また、10節需用費は、選挙周知用の立候補者用の選挙事務用品のほか、選挙公報の印刷代が主なものになります。次に、58ページになりますが、18節負担金、補助及び交付金は、市議会議員選挙の公営費として、選挙用の自動車の借上料やその燃料代、運転手経費、選挙運動用ポスター作成の公営費を計上いたしました。

以上で、歳出についての説明を終わり、次に歳入について御説明いたします。

25ページをお開きください。第15款県支出金3項1目4節選挙費委託金は、説明欄に記載の県議会議員選挙費ほか1件の事務に係る県委託金であります。

次に、31ページをお開きください。第20款諸収入5項4目20節雑入のうち選挙管理委員会事務局所管分は、会計年度任用職員の雇用保険料として1万4000円を、同じく31ページの下から8行目のコピー使用料につきましては、事務局所管分として1,000円を計上しております。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

牟田学委員長

事務局長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第30号中、選挙管理委員会事務局所管の事項について、審査を一時中止い

たします。

[選挙管理委員会事務局退室、会計課入室]

牟田学委員長

次に、議案第30号中、会計課所管の事項について、審査に入ります。
会計課長の説明を求めます。

夙無濱会計課長

議案第30号中、会計課の所管する事項について説明します。
初めに歳出から説明いたします。

予算書41ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費6目会計管理費の8節旅費は、研修会等への出席に係る旅費でございます。11節役務費は、金融機関への窓口収納手数料及び口座振込による支払いに係る伝送システム利用手数料とそれに係る通信電話料などが主なものであります。次に、18節負担金、補助及び交付金は、県都市会計管理者会及び会計事務職員研修会ほかの参加負担金であります。

次に、142ページをお開きください。12款1項公債費2目利子22節償還金、利子及び割引料のうち会計課所管分は、一時借入金利子で、歳計現金に不足が生じた際に借入れする一時借入金の利子支払い分であり、前年度と同額を計上しました。

次に、歳入について御説明いたします。

予算書30ページにお戻りください。第20款諸収入2項1目市預金利子1節預金利子は、定期預金利子等の見直しに伴い、前年度に比べ減額となりました。

以上で説明を終わりますが、御審議のほど、よろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。

山田勝委員

どこにあるか分からんのですが、例えばファミリーマートで入金手続きできるでしょう。あれは、具体的にどの予算でどういうふうにするんですか。

夙無濱会計課長

委員のおっしゃるのは、コンビニによる収納手数料のことかと思うんですけども、そちらは、1か月当たり基本額が5,000円、1件当たり57円に消費税プラスというふうになっております。

山田勝委員

それは、コンビニなんかには支払う金額というのは、あるいはそこで取扱いをする数量とか金額とかがあってというのはどれぐらいのものですか。

夙無濱会計課長

令和3年度の実績で申しますと、市県民税、固定資産税、軽自動車税、保育料等で合計で1万6976件の実績がございます。

山田勝委員

コンビニの歳入、あるいは歳出歳入についてのものなんですけどね、役所で払う人、あるいは農協で払う、いろいろあると思いますが、一番多いのはどこですかね。

尻無濱会計課長

コンビニ収納のほうで、年度ごとに調べていきますと、若干増えていっている状況ではあります。一般会計と国保税、介護保険特別会計、後期高齢者等含めた合計で言いますと、令和2年度が2万2038、令和3年度が2万3929と、増えていっていることはあります。

山田勝委員

私は、例えば歳入の窓口についてですね。今あなたはコンビニについての件数を言われましたよね。その他たくさんあるわけですね。指定代理店である農協でする人、あるいは銀行でする人なんですが、そういう中で一番多いのはどこですか。そして、全体で何件あったうちのいくらかですか、というのをお聞かせいただければありがたいんですけどね。

尻無濱会計課長

収納代理機関における窓口収納の件になるかと思うんですけども、そちらのほうでいきますと、鹿児島銀行が一番多くなっておりまして、令和4年度の4月から2月までの実績としまして7,761件ございます。指定金融機関でありますJA鹿児島いずみでいきますと2,566件となっております。

山田勝委員

郵便局は。

〔発言する者あり〕

牟田学委員長

山田委員、後ほど資料を。

山田勝委員

私は、指定金融機関がJAだけど、今、鹿銀だと聞いてびっくりしたんですが、そういう中で、どのような推移なのかなあという気持ちもあってですね、お尋ねしたのでありますので、資料を出していただければ結構です。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

それでは、委員会として資料の提出を求めます。

よろしいですか。

〔山田勝委員「はい」と呼ぶ〕

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第30号中、会計課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔会計課退室、総務課入室〕

牟田学委員長

次に、議案第30号中、総務課所管の事項について、審査に入ります。

総務課長の説明を求めます。

中野総務課長

議案第30号中、総務課の所管に関する事項について御説明いたします。

予算書の37ページをお開きください。歳出からその主な事項について御説明いたします。

第2款総務費1項1目一般管理費は、対前年度2328万3000円の減であり、主に職員の異動

等に伴うものであります。このうち、1節報酬は、会計年度任用職員の報酬が主なものであり、2節給料及び3節職員手当等には、副市長の2名体制に伴う所要の費用を見込み計上いたしました。また、38ページになりますが、特別職及び一般職員の退職手当に係る区市町村総合事務組合負担金を計上いたしました。11節役務費は、郵便料、電話料などの通信運搬費が主なものであり、39ページになりますが、12節委託料は、行政事務に関する区長への業務委託料のほか、説明欄に記載のとおりでございます。18節負担金、補助及び交付金は、市長会や阿久根地区防犯協会への負担金のほか、各区が設置管理する防犯灯LED化推進事業補助が主なものであります。24節積立金は、退職手当準備基金への利子積立てでございます。

次に、40ページの2目職員研修費は、各種研修会への参加旅費のほか、総務省への研修派遣の経費を引き続き計上いたしました。

3目広報費は、対前年度1257万円の減であり、広報用放送施設整備事業の補助金の減額が主な要因であります。このうち、10節需用費は、広報紙発行に係る印刷製本費が主なものであり、18節負担金、補助及び交付金は、広報用放送施設整備事業補助金であり、区内の放送施設の老朽化に伴う機器の更新を市内1区で実施する予定でございます。

4目文書費は、41ページになりますが、13節使用料及び賃借料のうち、高速カラー印刷機等のリース料が主なものであります。

7目財産管理費のうち総務課所管分は、公用車管理に係る経費4187万1000円であり、対前年度2061万7000円の増であります。増額の主な理由は、ゼロカーボンシティへの取組を推進するため、公用車に電気自動車を導入し、電気充電スタンドを設置するための費用を計上したものであります。1節報酬は、公用バスの運転業務を行う会計年度任用職員4人分の報酬であり、42ページに移り、10節需用費は、燃料代や修繕料が主なものであり、11節役務費は、車検に要する経費であります。14節工事請負費は、公用車の電気自動車充電スタンドの設置工事費用であり、17節備品購入費は、電気自動車購入費用であります。なお、電気自動車は、軽自動車4台、普通自動車1台の購入を計画しているところでございます。

次に、47ページになりますが、13目交通安全対策費は、交通安全対策の推進に関する経費であり、1節報酬は、交通安全指導等業務を行う会計年度任用職員の報酬が主なものであり、18節負担金、補助及び交付金は、阿久根地区交通安全協会等への負担金が主なものであります。

次に、48ページの16目庁舎管理費は、対前年度1204万6000円の増であり、燃料費高騰に伴う光熱水費の増、経年劣化や老朽化による設備の修繕、改修工事設計費用が増額の主な理由であります。このうち1節報酬は、公用車等の管理業務や庁舎警備員の会計年度任用職員4人分の報酬が主なものであり、10節需用費は、庁舎の光熱水費や経年劣化による水道課及び別館会議室の空調機の修繕料が主なものであります。また、12節委託料は、老朽化による市庁舎の受水槽及び高架水槽の改修工事設計業務のほか、説明欄記載の庁舎管理業務に要する各種委託料であり、49ページに入り、13節使用料及び賃借料は、電話交換設備のリース料が主なものであります。17節備品購入費は、市役所1階フロアの記載台等の購入費用が主なものであります。

次に、17目電算管理費の10節需用費は、電算機器の消耗品の購入や修繕料が主なものであり、50ページになりますが、11節役務費は、市役所本庁と支所、出張所市内各小・中学校など外部施設を結ぶ通信回線費及びインターネット接続料が主なものであります。12節委託料は、電算システムの保守管理に係る各種委託料であり、13節使用料及び賃借料は、電算ソフ

ト使用料、パソコン等リース料、システムサーバーリース料が主なものであります。18節負担金、補助及び交付金は、電算システムサポート負担金のほか、説明欄記載のとおりであります。

次に、52ページになりますが、2項1目税務総務費のうち総務課所管分は、固定資産評価審査委員会に係る経費を計上しております。

次に、116ページをお開きください。第9款消防費1項4目災害対策費のうち消防係を除く総務課所管分は1543万9000円であり、対前年度44万円の増であります。10節需用費のうち総務課所管分の主なものは、災害備蓄品の更新費用や防災行政無線施設の電気料及び修繕料が主なものであります。117ページの12節委託料は、防災行政無線の保守業務であり、18節負担金、補助及び交付金は説明欄に記載のとおり、各種協議会等への負担金が主なものであります。

以上で歳出に対する説明を終わり、次に歳入の主なものについて御説明いたします。

17ページをお願いいたします。第13款使用料及び手数料1項1目総務使用料のうち総務課所管分は、金融機関や職員団体などの庁舎使用料であります。

18ページになりますが、2項1目総務手数料のうち総務課所管分は、地縁団体証明手数料及び罹災証明手数料であります。

次に25ページをお開きください。第15款県支出金2項8目消防費県補助金は、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金であり、原子力防災業務に従事する職員の研修会等の参加費用や訓練時の経費等に対する補助金であります。

次の3項1目総務費委託金のうち総務課所管分は、1節説明欄の1行目、市町村権限移譲交付金のうち2万円であり、新たに発生した土地の確認に関する事務の権限移譲交付金、また、3行目の県政かわら版配布委託料、次の県議会だより配布委託料については、県から配布を委託された業務について交付されるものであります。

27ページになります。第16款財産収入1項1目財産貸付け収入のうち総務課所管分は、自動販売機の設置に係る庁舎貸付け料であります。

次に、2目利子及び配当金のうち総務課所管分は、説明欄の上から5行目、退職手当準備基金利子、下から6行目、地域振興基金利子7万7000円のうち総務課所管分は、広報用放送施設整備事業に活用するため、積み立てている地域振興基金の利子として1,000円を見込み計上いたしましたものでございます。

28ページになります。第18款繰入金1項4目市有施設整備基金繰入金8,630万円のうち総務課所管分は、830万円であり、庁舎修繕料等の費用に繰り入れようとするものであります。

29ページになりますが、10目地域振興基金繰入金2億1079万8000円のうち総務課所管分は79万8000円であり、令和5年度に広報用放送施設の機器の更新整備を行う市内1区に対する補助金として繰り入れようとするものであります。

次に、2項4目交通災害共済特別会計繰入金は、交通災害共済特別会計からの繰入れであり、市道の区画線、ガードレールの設置等を行う交通安全施設整備費に令和4年度と同額を繰り入れようとするものであります。

31ページになります。第20款諸収入5項4目雑入のうち総務課所管分の主なものは、20節雑入の説明欄中、中ほどの庁舎貸付自動販売機電気料、その6行下、水道課光熱水費、32ページの上から4行目にあります水道課貸与パソコン使用料、その5行下、広報あくね広告料、次のホームページ広告料、さらにその3行下の次の職員給与費等負担金については、県後期

高齢者医療広域連合や県へ派遣した職員2名分の給与等に係る派遣先の負担金であります。

144ページをお開きください。

給与費明細についてですが、144ページは特別職についての対前年度との比較を、145ページでは一般職の総括、146ページでは一般職の職員、147ページでは会計年度任用職員についての対前年度との比較を、148ページ以降は給料等の状況を記載しております。

以上で説明を終わりますが、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

竹之内和満委員

39ページ2款1項1目18節負担金、補助及び交付金の中の防犯灯LED化推進事業についてお尋ねいたします。この推進事業は、もう本年度で終わりだったのですかね。

中野総務課長

御指摘のとおり本年度で事業が終わりという形になります。本年度というか令和5年度です。申し訳ありません。

竹之内和満委員

全ての区の中でどのぐらいがLED化を推進されたのでしょうか。

中野総務課長

この事業は、平成30年度において防犯灯の設置状況について調査しまして、そのうち、市内の1,501基のうちLED化が必要とされる防犯灯は1,271基あることを把握したところです。その部分について令和5年度で全て完了ができるということでございます。

市内の防犯灯のうちLED化の必要があるところは全て終わるということでございますが、全体の75%はLED化が済むということになります。

竹之内和満委員

区によってはLED化を推進しないというところがあるようですけれども、電気料も半分ぐらいになるらしいですので、そのしないところに関しては、区がしないと言ったら一切推進はしないということになるのでしょうか。

中野総務課長

本事業は、区の要望によりましてLED化の事業を推進したということでございますので、区の要望がそれ以上なかったということでございますので、ここで事業は終わりとなります。

山田勝委員

40ページの3目広報費の中で需用費の印刷製本費380万円とあるんですが、これは市報の印刷製本費ですか。

中野総務課長

毎月発行しています「広報あくね」と、それからそれに挟んであります「こよん」の印刷製本費です。

山田勝委員

私は、ものすごくページが多いし、きれいに印刷されているから、1年分がこれぐらいで足りるのかなと思っただけのことです。

川上洋一委員

ページが何ページにも飛んでいたもので、どこで聞けばいいかわからない。公用車のこと

なんです。電気自動車に変えるということなんですけど、これは一般の市民も充電が可能になるんですか、そういうメーターがついてるのかな。それとも専用なのかなと思ってですね。

中野総務課長

庁舎の公用車のうち、説明いたしました計画的には、公用車の電気自動車を軽を4台、それから普通車1台を電気自動車に変えていくということを計画しまして、それに伴いまして、充電用のスタンドを設置をするということでございますけども、今のところは、これは市の公用車専用充電スタンドを設置するという計画でございます。

その理由といたしましては、このスタンドはまだ高速充電じゃないということで、充電期間がやはり長時間かかるということでございます。一般に開放しますと、そこが、かなり長い長時間占用されるということでございます。1回充電を始めますと8時間ぐらいは満タンになるのに、全部使ってしまったからフルに充電すると8時間ほどかかるというようなことでございますので、現在のところは一般への開放ということは考えていないところです。

濱之上大成委員

39ページの1款1項12節の委託料なんですけど、ある程度分かるんだけど、職員健康審査業務、あるいは産業医の業務、メンタルヘルスの業務、この積算はどんなふうな予算になっているんですか。概略でいいです、2,678万円の委託料の。

寺地課長補佐兼職員係長

今回ここに計上してございます委託料の分については、今後入札を控えているところがございまして。

〔発言する者あり〕

濱之上大成委員

それなら、145ページの一般職の総括に関連して。職員は足りてますか。

中野総務課長

職員数によりますと、当初予算は、全会計を含めて、今年度は正規職員215予算化をお願いをしているところです。ただ、実数としましては211に来年度4月1日になる予定です。ただその中には、いわゆる体調不調者、それから産休、育児休業等も含まれておりますので、実人員的には200ちょっと超えるというような形になります。その中で、様々な行政需要が増えてくる中、それから業務がDX等の過渡期にあるという中で、いろんな事務処理的にも手数がかかるというようなところでございます。その中で、この職員数というのは正直言って少しきついいところもあるというのが私の感じているところです。

濱之上大成委員

ささやかな要望ですけども、市民の先頭を切ってする仕事の職員が、もうちょっと笑顔で働けるような職場をつくってくださることを希望して終わります。

木下孝行委員

2款1項7目14節工事請負費の電気スタンドに関して、さっきの川上委員の質問に対して市民には使えないということだったんですけど、今、電気自動車も普及してきている状況の中で、電気スタンドがあんまりまだ普及してないということであれば、やっぱり市役所に市民も使えるような形をとっていくべきじゃないかと思っておりますので、その辺、今後検討していく考えはないですか。

中野総務課長

今後、カーボンニュートラルの時代がやってきて、それから加えて、ガソリン車の製造等

も停止されるというようなこともございます。これによって、電気自動車等への切替えが今後急速に始まるんだろうと思います。予算面から言いますれば、急速充電スタンド等の普及が望まれるわけなんですけども、これ、まだ1台当たりかなり高額な設置費用がかかるということで、阿久根市としてもそちらの方向に向いていかなければなりませんけれども、まず一つは予算面の問題をクリアしていかなければならないということ。それから、一般の市民の方が使えるに当たっては、電気の小売のいろんな条件があると思いますので、その辺もクリアしていかなければならないというようなことが出てくるとと思います。先ほど申しました充電時間の話、それから財源の話、それからいろんな許可、免許等の話をまだ課題が多いというところですけども、方向的にはやはりそういった検討は、少しずつでも加えていかなければいけないと考えているところです。

木下孝行委員

いろいろ課題もあるんだろうと思うんですけど、そこを将来的には解決しながら、阿久根市もゼロカーボンシティ宣言をしてるわけで、脱炭素化に向けていけば、そういうのも今後は取り組んでいかなきゃいかん部分だろうと思いますけど、状況を見て、できるのであれば、その方向に、将来的にも考えていってもらいたいなと思います。

それともう一つ、同じ節で市有地の側溝改修事業というのが今上がってますけど、何か改修をしなきゃいかん問題があって、市民の苦情とか何かあったのか。場所はどこですか。

中野総務課長

これは財政課の所管になります。財産管理費のうちの工事請負費の中で、総務課が所管する部分は、この電気自動車用充電スタンド設置事業のみでございます。

〔木下孝行委員「すみません。勘違いしました」と呼ぶ〕

仮屋園一徳委員

145ページの職員数についてのところなんですけど、現在156ですか。この女性の割合と、今後の女性登用の考え方について、課長の御意見をお伺いしたいと思います。

中野総務課長

詳しい男女の数字は持ち合わせていないんですけども、大まかに言いますと女性職員は3割ほどいるかと思います、正規の職員の中で。それから、役職に就いている課長職、管理職員については現在2名という状況で、今後について女性の活躍の社会が、以前から言われてますけども、どんどん社会に出てくる方たちも多くなって、市の職員採用でも女性の方の応募も多くなってきているというのが現状です。その中で、優秀な職員を採用して、女性であればどんどんまた登用もされていくものだと。その代わり今度は、職種とか、その部署にもう関係なく女性の方もどんどん活躍をしていく必要もあるのかなあと。そのための研修あるいはスキル向上ということがどんどん必要になっていくのかなあと。それは自己研さんも含め、職場なりの研修も含めて、必要になるのかなあと考えているところです。

仮屋園一徳委員

ほかの市町村のところでもですね、そういったことを意識しながらされているのかなと思いますので、ほかの市町に遅れないような対策をとっていただきたいと思います。

川上洋一委員

先ほどの電気自動車の件ですけど、これは、例えば災害時に電気がないところに走って行って、ささやかな電気でもいいからできるようなシステムの車なのか、それとも軽自動車みたいな感覚で職員の出先の配達とかそういうのを行うタイプのやつなのかを聞きたいです。

中野総務課長

来年度計画しています自動車については、いわゆる走るだけの部分ということを計画しているところです。今、川上委員のおっしゃられる、災害時にそれがバッテリーとなって電気を放出するというタイプのものではございません。その部分については、かなり費用も高くなるというようなことでもございましたので、今回はその部分は計画はしていないというところです。

川上洋一委員

お願いなんですけど、できるならそうやって災害等が発生したときに、それを4台買うよりもそれを2台にして、災害時に持っていけるようなというのを、もう1回少し考え直してもらったほうが市民も喜ぶと思うんですけど、いざというときのために。いかがでしょうか。

中野総務課長

市の施設として、それが活躍できる状況が想定されれば、そのようなことにもどんどん取り組んでいかないといけないかと思うんですけども、今、九電との災害協定の中では、いわゆる電源車等の派遣等についても協定が結ばれているところです。現状では、そういった緊急な場合が、必要なときにはその協定に基づいて電源車等の派遣もお願いすると。それ以外のおきに、市でそういった機能を持った車を整備していかなければならないというようなことであれば、そういった状況があるとすれば、また検討を加えていかなければいけないかなと考えているところです。

川上洋一委員

分かりました。できることなら市民が納得するみたいな感じでしたほうが、例えば阿久根市は広範囲なんですよ。電気自動車が何キロ走るかもデータもまだ、我々も全然初めてで、聞いたこともないんですけど。そういうときに、例えばハイブリッドとかエンジンだったらガソリンでも走れる電気でも走れるっていう感じなんですけど、まるっきりのバッテリー車となると、しかも充電に8時間かかるとなると、ほとんどこれ、1台使って何キロか走って、それを入替え入替えという感じになっていくような感じの想定ができるもんですから、それでは、公金を使ってメリットが余り少ないんじゃないかなというふうに、今ふと感じたもんですから、そこら辺のことでした。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第30号中、総務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。この際、暫時休憩します。

(休憩 午前11時～午前11時11分)

牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

議案第30号中、総務課所管の事項について、総務課長から発言の申出がありますので、許可をいたします。

中野総務課長

最後の川上委員の質疑に対しまして、災害時の電気自動車等での電源の供給なんですけど

も、日産自動車との包括協定を阿久根市は結んでいまして、その中で、災害時にそういったお車をお借りして、避難所等への電源供給ができるというような状況も、状況的にはつくっているところがございます。災害時にそういった協定を生かして、住民の方が支障なく生活できるような手だてを取り組んでいきたいと考えております。

牟田学委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

なければ議案第30号中、総務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

○ 議案第32号 令和5年阿久根市交通災害共済特別会計予算

牟田学委員長

次に、議案第32号を議題といたします。

総務課長の説明を求めます。

中野総務課長

議案第32号について御説明いたします。

特別会計予算書の48ページをお願いいたします。

歳出から御説明いたします。

第1款事業費1項1目事業費の主なものは、11節役務費の中の通信運搬費、18節負担金、補助及び交付金の中の見舞金、27節繰出金の一般会計繰出金であります。このうち、18節の見舞金は、交通事故による障害等に係る見舞金を計上しております。また、27節の一般会計繰出金については、市民の交通安全対策の推進のため、区画線の補修、ガードレール等の設置、補修を行う交通安全施設整備事業に活用するため、300万円を一般会計に繰り出すものであります。

次に2款基金積立金1項1目基金積立金は基金利子等を積立てようとするものであります。なお、令和4年度末の交通災害共済基金残高は、6552万8670円となる見込みであります。

以上で歳出を終わり、次に歳入について申し上げます。

47ページにお戻りください。

第1款共済会費1項1目共済会費は、会員7,013人分の共済会費を見込み計上いたしました。

第3款繰入金1項1目交通災害共済基金繰入金の主なものは、交通安全施設整備事業へ活用するため、基金から300万円を繰り入れようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第32号について、審査を一時中止いたします。

〔総務課退室、総務課消防係入室〕

○ 議案第30号 令和5年度阿久根市一般会計予算

牟田学委員長

次に、議案第30号を議題とし、総務課消防係所管の事項について、審査に入ります。
総務課参事の説明を求めます。

児玉総務課参事

議案第30号中、総務課消防係の所管する事項について御説明いたします。

初めに、歳出について説明いたします。

予算書の114ページをお開きください。第9款消防費1項1目日常備消防費18節負担金、補助及び交付金は、阿久根地区消防組合への負担金であり、前年度と同様に高規格救急自動車及び救急資器材の購入経費を計上しております。

次に、2目非常備消防費は、前年度比1,200万円余りの増となっております。これにつきましては、14節工事請負費に、寺島宗則旧家近くに耐震性貯水槽を設置する経費を計上したことが主な要因でございます。

1節報酬は、消防団員264人分の報酬、5節災害補償費は、消防団員の公務災害における補償費が主なものであります。7節報償費は、消防団員退職報償金ほか1件、8節旅費は、消防団員の費用弁償や各種式典、研修会などの旅費、10節需用費は、分団車両や詰所、防火水槽などの修繕料ほか5件が主なものでございます。14節工事請負費は、寺島宗則旧家の敷地内にあった防火水槽が廃止されたことから、その代わりとして貯水槽を設置しようとするものでございます。17節備品購入費は、普通消防積載車2台及び小型動力ポンプ2台の購入経費が主なものであります。これは、平成7年8月に配備され27年が経過した赤瀬川分団と、平成9年11月に配備され25年経過した西目分団佐潟班の老朽化が進んでいる普通消防積載車。平成18年12月に配備され16年経過し、老朽化が進んでいる山下分団尾崎班と、鶴川内分団田代班の小型動力ポンプを更新しようとするものでございます。18節負担金、補助及び交付金は、鹿児島県消防協会等への負担金のほか、消防団員の退職報償金や公務災害補償の掛金などが主なものであります。116ページになります。27節繰出金は、消火栓の維持経費として454基分と赤瀬川地区の新設消火栓1基分を水道事業会計へ繰り出すものでございます。

3目水防費は、風水害時において必要な消耗品や補修用資材などの原材料費としての購入経費を計上したものであります。

4目災害対策費のうち消防係所管分は、8節旅費のうち33万3000円、10節需用費のうち9万1000円、次のページの13節使用料及び賃借料のうち30万円の合計72万4000円であり、それぞれ災害時における費用弁償や燃料費、食糧費、重機等の借上料でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

25ページにお戻りください。第15款県支出金3項1目総務費委託金1節総務管理費委託金のうち消防係所管分は、市町村権限移譲交付金のうち2万円で、火薬類取締法に係る県からの事務交付金であります。

30ページになります。第20款諸収入5項4目雑入2節団体支出金のうち消防係所管分は、消防団員公務災害補償金、次のページの消防団員退職報償金であります。20節雑入のうち消防係所管分は説明欄の下から3行目、原子力立地給付金のうち消防団詰所等に係る5万7000円、次のページの説明欄の上から8行目になりますが、県消防協会火災共済制度出資金割戻金、説明欄の下から8行目になりますが、県消防協会福祉共済制度返戻金でございます。

34ページになります。第21款市債1項8目消防債は、高規格救急自動車購入及び耐震性貯

水槽の設備経費に充当しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

牟田学委員長

参事の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

仮屋園一徳委員

115ページ14節工事請負費の貯水槽なんですけど、これは、場所は決まってるんですか。

児玉総務課参事

予算要求段階で考えているところが、西徳寺から脇本橋を渡ってすぐ左手に阿久根市の空地がありますので、そこを今のところ考えているというところでございます。

仮屋園一徳委員

前は寺島宗則の駐車場のところにあったのを手前のほうの荷揚げ場のところで作るということですね。

児玉総務課参事

今の予定ではそこを考えているというところですよ。

仮屋園一徳委員

場所的に、非常に副流水が多くて、施工にこれでどうなのかというのも出てくると思いますが、早めに施工してもらうことを要望して終わります。

児玉総務課参事

今、仮屋園委員が言われたとおり、河川の河口部分ということで、水が出てくるのではないかという話も伺っておりますので、まずその調査も含めながら工事を執行していきたいと思っております。最終的にそこになるのか今の段階で御回答はできませんけど、今のところはそこを考えているというところで御理解いただきたいと思っております。

濱田洋一委員

114ページ、9款1項2目1節報酬、消防団員264名ということですけども、本年度より機能別団員を定数40名とされましたよね。そういった中で、現在、機能別団員は何名いらっしゃるんでしょうか。

児玉総務課参事

現在、全部で8名ということになっております。

濱田洋一委員

この機能別団員というのは、現在の団員の方々と同じ活動を、災害時とか火災時にやっていただくということで、即戦力になられる方をというようなことだったと思うんですが、40名の定数に対して8名ということであれば、なかなかそういった機能別団員の方が応募がなかったということですか。団員を募るのはどういうふうにやられたんでしょうか。

児玉総務課参事

機能別団員の創設ということで昨年度に条例も改正してやったところでして、昨年の最後の分団長会議と今年度の最初の分団長会議の中でも、各分団長方にはこういった制度ができたということで、もしいらっしゃったら入団をということでお話をしてきたところですよ。そういった分団長会議の中で話はしてきたところですよ。

濱田洋一委員

分団長会等でのお話も必要なんですけれども、例えば広報紙で募集をかけるとか、ホーム

ページ等の媒体でも呼びかけをして応募していただくとか、そういうのも必要かなと思うんですが、いかがでしょうか。

児玉総務課参事

今、委員がおっしゃるとおり、今後またそういった形で広報等もやっていきたいと思えます。

山田勝委員

今、濱田委員が言った機能別分団員ですが、それは報酬が違うんですか、それとも報酬は同じですか。

児玉総務課参事

機能別団員の方々には、実際の災害、火事等のときに出勤していただくという形で想定しているところであり、通常の基本団員の方々には年額報酬がありますけども、その報酬は支給しないということです。ただ、そういった災害の出勤の場合については、通常、基本の団員と同じ金額をお支払いするというところでやっております。

山田勝委員

今の濱田議員との質疑の中で、40人予定していて8人しか集まらなかったということですか。

児玉総務課参事

定数を40ということで、40人予定ということではございませんので。40人の中で入団していただくということで条例改正をしたところです。

山田勝委員

それはある程度、その差額をつけないと集まらんもん。それなりに責任のある仕事だからね。それと、常時待機せないかんような気持ちで、すぐにでも行かないかんという立場にある人は、全く同じ報酬の中では、私は、そんなに充実しないと思うなあ。今後、もう一遍、検討してみる必要があると思うんですが、いかがですか。

児玉総務課参事

機能別団員の報酬ということでのお尋ねですので、その部分については、県内のほかの市町村がどういった報酬体系なのかも調査をしていきたいと思えます。

山田勝委員

やっぱり、講習もせないかん、ないもせないかんって、ほかの人と違うよという人には、それなりのものをやらないとね、簡単に集まらないよ。

児玉総務課参事

機能別団員の方々には、例えば出初式、操法大会というのに出てもらおうということはないということで、ただ、災害、火災が発生した、そういったときだけに出ていただくということで機能別団員を創設したところでございます。

山田勝委員

それはもちろん、例えば災害のときに直ちに行けるようなそういう人を養成したい、そういう人に責任を持ってもらわないといけないというから、ある程度差をつけないと人は集まらないよというだけの話ですよ。

それと、私の認識がないのでお尋ねします。先ほど、仮屋園委員が防火水槽のことについてお尋ねになりましたけど、私は場所とかなんとかで言うんじゃないですよ。例えば、教育委員会の施設に造るときには、教育委員会の予算で造るのか。そういう中で、消防水槽につ

いては必要な箇所を阿久根市が仮に決めたとしても、事業そのものは消防でやるんですか。

児玉総務課参事

それぞれになるのかそこは私もよく分からないところですけども、例えば、市内の公園ができたところに防火水槽を設置するとなれば、消防係になるかと思います。ただ、施設全体と一体となって防火水槽をあわせて造るとなったときには、そこは所管課と協議しながら進めていくという形になるかと思います。

山田勝委員

そこに防火水槽を造るということになったら、基本的には消防係でやると、こういうことでいいんだよな。

〔児玉総務課参事「はい」と呼ぶ〕

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ議案第30号中、総務課消防係所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔総務課消防係退室、企画調整課入室〕

牟田学委員長

次に、議案第30号中、企画調整課所管の事項について、審査に入ります。

企画調整課長の説明を求めます。

福島企画調整課長

議案第30号のうち、企画調整課の所管事項について御説明申し上げます。

初めに43ページをお開きください。

歳出から御説明申し上げます。

第2款総務費1項8目企画費は、阿久根応援寄附金に係る地域振興基金積立金の増などにより、前年度に比べ1億8000円の増額となりました。以下、節ごとに主なものについて御説明いたします。

1節報酬では、企画調整課事務にかかる会計年度任用職員1名分の報酬のほか、企画調整課として地域おこし協力隊員3人を任用するための報酬を計上しております。当課所属の地域おこし協力隊に関しては、移住定住促進に係る施策を推進していくため、令和4年度から起業支援、雇用促進を担当している2名に加え、移住定住支援空き家対策に関する業務について、1名を新たに任用する予定となっております。

3節職員手当等及び4節共済費は、企画調整課事務に係る会計年度任用職員1名及び地域おこし協力隊3名分の経費が主なものであります。

7節報償費では、アクネ大使等による子供たちの学習の場づくり事業などの謝金に加え、新たに移住定住分野における「たからのまち」マネージャーに係る謝金、結婚ボランティアの仲介による成婚謝礼を計上したほか、令和4年度に引き続き子育て世帯移住支援商品券に係る予算を計上しております。

44ページの8節旅費は、学習の場づくり事業のほか、台湾台南市善化区への青少年交流事業が主なものであります。

10節需用費は、官庁速報の購読、華の50歳組歓迎レセプション事業のほか、新たに地域内

再生可能エネルギー活用モデル構築事業の本格運用開始に伴う電気料を光熱水費に計上しております。これは本年4月から、自営線に接続する、いわゆるマイクログリッドと呼んでおりますが、そのマイクログリッド内となる6施設、市庁舎、市民交流センター、保健センター、番所丘公園、消防署、社会福祉協議会事務所、こちらについては、基本的に合同会社トラストバンク阿久根から自営線を通じて太陽光パネルにより発電された電力の供給を受けることとなりますが、バックアップ電源については、引き続き九州電力等の小売電気事業者から確保する必要があり、必要となる経費を当課で計上したものであります。なお、華の50歳組歓迎レセプション事業に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度及び令和3年度が中止となっていることから、令和5年度分に加え中止となった過去2年分を加えた合計3か年度分に係る費用を計上しております。

11節役務費は、郵便料や国際交流における通訳料が主なものであります。

12節委託料では、肥薩おれんじ鉄道の市内3駅に係る樹木管理業務などに加え、新たに企業版ふるさと納税マッチング支援業務、青果市場跡地活用検討事業、企業調査業務、地域おこし協力隊活動支援業務及び阿久根ワーケーション事業の5事業に係る予算を計上しております。1点目の企業版ふるさと納税マッチング支援業務は、市の地方創生に係るプロジェクトに対して企業版ふるさと納税を有効活用することを目的に、市からの提案募集や寄附を検討している企業とのマッチング等に関し、ノウハウを有する企業から支援を受けようとするものであります。2点目の青果市場跡地活用検討事業は、青果市場跡地の具体的な活用方法を検討するため、学識経験者、大学生と連携し、検討に際してのフィールドワーク等を依頼するとともに、地域住民等も含めたワークショップを開催し、利活用に係る基本構想を策定しようとするものであります。3点目の企業調査業務については、本市への立地を検討している企業等を対象に、外部専門業者に信用調査を依頼し、企業の実態を把握の上、適切な立地支援につなげていこうとするものであります。4点目の地域おこし協力隊活動支援業務については、全国的に地域おこし協力隊員の孤立やそれに伴う途中退任等が問題となっている中、隊員業務に関してノウハウを有する団体に対し、サポート体制の構築をお願いすることにより、隊員の受入れ環境を整備しようとするものであります。5点目の阿久根ワーケーション事業については、雇用促進業務を担う2名の地域おこし協力隊員の立案事業であり、人材確保が問題となっている市内企業が取り組むインターンシップについて、本市の体験型観光を活用したワーケーションと組み合わせた形で実施することにより、新たなインターンシップ参加者を呼び込み、市内企業の人材確保につなげようとするものであります。

13節使用料及び賃借料は、さきに説明した地域おこし協力隊に関する住宅借上料や、公用車リース料が主なものとなります。

17節備品購入費は、広報用のカメラ一式を購入するものであります。

次の45ページにかけてとなりますが、18節負担金、補助及び交付金の主なものは、北薩広域行政事務組合をはじめとする各種協議会等への負担金や各種補助金であります。このうち、45ページの説明欄中ほどのおれんじで出愛サポート列車の旅事業は、さつま町と共同で、肥薩おれんじ鉄道の車両を利用した婚活イベントを実施するものであり、県の地域振興推進事業の活用を予定しております。地域間幹線系統確保維持費補助事業は、前年度当初予算と比べて389万2000円の増額となっておりますが、これは対象3路線の運行経費の増加に伴うものであります。子育て世帯移住支援補助事業は、引き続き市外から移住する子育て世帯に対し、引っ越し費用相当分を補助するものであります。地域色づくり事業は、引き続き地域コ

コミュニティーの活性化につながる取組を支援するため、補助を行うものであります。移住支援金交付金交付事業は、東京23区に5年以上在住または通勤している方が市内に移住し、対象となる事業に関して起業した場合や県の登録企業へ就業した場合に、地方創生推進交付金を活用して移住支援金を交付するものであります。最後に、一番下の地域おこし協力隊起業支援については、任期の終了等により卒業する地域おこし協力隊に対して起業する場合の準備経費や市内の空き家を改修して定住する場合の空き家改修費用に対して補助を行うものであります。

46ページになりますが、24節積立金は、説明欄記載の基金の利子や地域振興基金への阿久根応援基金寄附金を積み立てるもののほか、企業版ふるさと納税のさらなる活用を目的として、新たに設置されるまち・ひと・しごと創生推進基金に対する積立金を計上しております。

次に、58ページをお開きください。5項1目統計調査総務費は、国勢調査や経済センサス等の主要な調査の実施が予定されていないことから、令和4年度と同程度の額となっており、職員の人件費が主なものとなっております。

また、次の59ページ、2目基幹統計調査費については、令和5年度に実施が予定されている漁業センサスや住宅、土地統計調査に係る調査員の報酬等が主なものとなっております。

以上で歳出を終わり、次は歳入について御説明申し上げます。

23ページにお戻りください。第15款県支出金2項1目総務費県補助金は、原子力発電に関する広報活動などに活用する広報、調査等交付金と電源立地地域対策補助金、地方創生推進交付金が主なものであります。このうち電源立地地域対策補助金は、消防団普通消防積載車整備事業などに、また、地方創生推進交付金は移住支援金交付金交付事業にそれぞれ充当することとしております。

次に25ページをお開きください。3項1目1節総務管理費委託金の当課所管分は、市町村権限移譲交付金のうち、特定非営利活動法人関係事務に係るものや、遊休土地実態調査費などであります。5節統計調査費委託金の主なものは26ページになりますが、説明欄記載の住宅土地統計調査や漁業センサスに係る委託金であります。

次に、27ページになりますが、第16款財産収入1項2目利子及び配当金のうち当課所管分は説明欄の上から6行目のふるさと創生基金、その下の人材育成基金及び下から7行目の地域振興基金に係る利子であります。

次に、28ページになりますが、第17款寄附金1項2目総務費寄附金は、歳出で説明申し上げた企業版ふるさと納税支援業務等により、企業版ふるさと納税を見込むものであります。

次の、第18款繰入金1項6目人材育成基金繰入金は、アクネ大使等による子供たちの学習の場づくり事業に、29ページになりますが、10目地域振興基金繰入金は、子ども医療費助成事業、保育料の完全無償化や地域色づくり事業などに充当しようとするものであります。

次に、32ページになりますが、第20款諸収入5項4目20節雑入のうち当課所管分の主なものは、説明欄中ほどの場外車券売場設置市地元協力金とその7行下の乗合タクシー事業国庫補助金事業者精算返納金であります。

最後に、33ページの第21款市債1項1目2節企画債は、肥薩おれんじ鉄道経営安定化支援事業に充当しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

仮屋園一徳委員

44ページ、12節委託料のうち、地域おこし協力隊活動支援業務というのがあるんですけど、これは具体的にどのような事業なんでしょうか。概要版にはOBの方の活用とかとなっているんですけど、具体的に教えてください。

福島企画調整課長

現在の地域おこし協力隊4名につきましては、株式会社まちの灯台阿久根に派遣を行っていきまして、市が定める業務、ミッションに従事してもらっているというところであります。

そうした隊員の日常のサポートにつきましては、令和5年度から特別交付税措置の制度が創設されたことに伴いまして、委託事業として改めて隊員のサポート業務を明確にするということで、隊員の健康管理や任期途中での離職等を防止し、定住等につなげていこうというもので、今回、明確化したものでございます。協力隊OB・OG等による新規隊員、現役隊員へのきめ細やかなサポート体制を構築することというふうにしております。任期が残る3名、企画調整課2名、商工観光課1名と、新たに募集している企画調整課の移住定住1名、それから商工観光課の観光開発関係で1名、計5名のサポートをこの中で予定しているというものでございます。

仮屋園一徳委員

今の説明で分かったんですが、私が思ったのは、以前から、協力隊として来られた方の協力というか、そういうことを知りたかったので質問したんですけど、今、言われたようなその方の協力ということでよろしいわけですね。以前からの人の全部ということではないということですかね。全体じゃなくて、今言われた方のサポートということでよろしいですか。

福島企画調整課長

現在いるというか、市で任用している地域おこし協力隊に係るサポート経費ということになります。

山田勝委員

44ページの委託料の婚活支援事業というのをもうちょっと教えて。どんなのか。

福島企画調整課長

そちらにつきましては、少子化対策、定住促進地域活性化の推進のための取組として、まず、結婚を希望する方々に向けたライフプランセミナーを開催するといったことを予定しております。講師につきましては、過去2年間、今年度、昨年度と同じ方を予定しているところでございます。令和5年度の取組の予定といたしましては、結婚ボランティアの関係の活動の充実、会員増、協議会等の組織化、こちらを目指すもの、それから独身者向けのセミナー、それから独身の子を持つ親の方々を対象とした講座、それから中・高校生を対象としたライフプランセミナーといったものを考えているところでございます。

山田勝委員

私は以前、婚活支援をされる、あるいはボランティアされる方々に対して成功したときにお礼を払うのと聞いたときに、払わないということだったんで、それはどうしてますかね。

福島企画調整課長

そういった御意見を踏まえまして、43ページになりますけれども7節報償費に結婚ボランティア成功謝礼というのを、1番下のほうに9万円計上しているところでございます。

山田勝委員

9万円というのは、1人紹介すれば9万円なの。どういう仕組みですか。

福島企画調整課長

1件3万円で、合計3件分として9万円を計上したというところでございます。

木下孝行委員

45ページ、18節の地域おこし協力隊起業支援ということで500万円計上してありますけど、地域おこし協力隊で、任期が切れて、誰か事業を今年始める予定があるということなんですか、これは。

尾上課長補佐兼地域振興係長

来年度、退任をされる予定の津崎隊員が起業されるということで予算措置をしているところです。あわせまして、前年度末で退任をしました、赤木氏、鈴木氏につきましても、コロナの影響で特別交付税の措置が延長されておりますので、2年間、こちらの補助金を活用できるという制度になっておりますので、その方々の分も予算を合わせて計上したところです。ちなみに、鈴木氏につきましては、既に起業支援補助金の申請を2月の頭にされておりますので、ちょうどこの予算の編成の時期と重なってしまったものですから、その分の予算がこちらに含まれておりますけれども、鈴木氏につきましては令和4年度の予算で対応するという形になっております。

木下孝行委員

去年任期が切れて起業した方、名前を私も今ちょっと把握できていなかったですけど、1人は鈴木さんという人ですね。その鈴木さんが今度、令和5年度から、任期が切れて事業を阿久根市で始めるということで、それでいいですよ、理解とすれば。

尾上課長補佐兼地域振興係長

申し訳ありません。令和4年度が鈴木晴子様、令和5年度が津崎信乃様です。

木下孝行委員

分かりました。ちょっと名前のほうをよく覚えられない。鈴木さんが令和4年度で、5年度の人の名前はちょっとまだ覚えきれないけど、とにかくその鈴木さんは去年。財源のほうは確認できました、交付金が来るということで。鈴木さんは何の事業を始めて、今度の5年度の方は何をするのか、そこを教えてください。

尾上課長補佐兼地域振興係長

鈴木さんは、ヨガの資格を持っておりますので、オンラインのヨガ教室等を実施をしてくというふうに聞いております。

津崎さんは、現在、商工観光課でシーカヤックやマウンテンバイク等を活用したアウトドアのイベントを実施をしておりますけども、そちらのほうで起業するというふうに伺っているところです。

木下孝行委員

鈴木さんがヨガ、津崎さんがアウトドアをやるということで、アウトドアもいろいろあるんですけど、どんなアウトドアをどこでやるんですか。

尾上課長補佐兼地域振興係長

シーカヤック、海でカヤックを活用しまして、阿久根大島や牛之浜海岸等を、漕いで海の上をずっと船で進んでいくようなアウトドアになります。マウンテンバイク等につきましては、それぞれコースを開拓をしております、例えば佐潟鼻への案内をされたり、笠山のほうの案内をされたりということでお話を伺っているところです。

木下孝行委員

お互いに事務所か何か構えて。ヨガのほうは当然教室だから、そういった事務所なり教室なり必要だろうと思うんですけど、アウトドアの方もやっぱりきちっとした何か事務所をつくってやっていくんですか。それとも自宅のほうでやりとりをしながらするんですか、お客さんとは。

尾上課長補佐兼地域振興係長

津崎さんのほうは実際に申請が出てきている状況ではございませんけれども、恐らく個人事業主になるのかなと考えておりますので、個人の自宅を事務所にして、オンラインで恐らく、そういった参加者の受け付けをするものと考えております。

鈴木さんにつきましては、オンラインのヨガ教室、もしくは出張のヨガ教室ということで、市内の様々な、例えばお寺の本堂であったりといったところでも、ヨガの教室を開催をされていると聞いておりますので、場所につきましては、そういった既存の施設であったり、オンラインで自宅からリモートで、パソコン等をつないで実施をするといったような内容になっているかと考えます。

木下孝行委員

今の件は了解しました。

次、同じ負担金で、おれんじで出愛サポート列車の旅事業ということで、さっきの説明でさつま町と合同で開催をしていくという説明だったと思うんですけど、いつ頃にどんな形で合同でやろうという考えの事業なんでしょうか。

福島企画調整課長

今回の事業につきましては、さつま町から御提案をいただきまして共同実施しようとするものでございます。人口減少等が県内でも進んでいるというところで、課題が共通であることから、今回一緒にやるということになったものでございます。ただ、その具体的な中身、肥薩おれんじ鉄道を活用して婚活イベントを実施するという形で、肥薩おれんじ鉄道の振興といたしますか、利用促進にもつながるという形で、こちらとしても取り組んでいこうとしたものでございますが、もう1点、市単独では、なかなか婚活イベントを実施しても、やはり狭い世界という形になってしまいますので、広域的に今後こういう婚活支援等を行っていきたいということで今回取り組もうというところになります。具体的な中身につきましては、これからさつま町とも協議しながら詰めていきたいと考えております。

牟田学委員長

まだ質疑がありますので、この辺で午前中の審議を終わり、午後1時から再開したいと思います。

この際、暫時休憩します。

(休憩 正午～午後1時)

牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ほかにありませんか。

竹之内和満委員

43ページ、2款1項8目企画費7節報償費の下から4番目、「たからのまち」マネージャ

一謝金が15万円ということになっております。確かマネージャーは6人いるわけですので、一人2万5000円しかない。少な過ぎるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

福島企画調整課長

「たからのまち」マネージャーにつきましては、委員の御指摘のとおり6人を各分野で予定しております。そのうち企画調整課のこちらの報償費で計上しているのは移住定住分のマネージャーの分だけですので、その方について、5回分の謝金を計上しているというところでございます。

竹之内和満委員

ほかのところはまだ見てないんですが、ほかの担当課でそれぞれに謝金を出してると。そういうことですか。

福島企画調整課長

そのとおりでありまして、各分野の所管課がそれぞれ計上しているということになります。

竹之内和満委員

ほとんどの方が市外の方ということで、旅費については市が見るということですか。

福島企画調整課長

旅費につきましても市で必要な費用を計上しているということになります。

竹之内和満委員

分かりました。

もう一つあるんですが、44ページ、2款1項8目の委託料の下から3番目、阿久根ワーケーション事業というのが書いてあるんですが、これは予算の概要によれば、若者を対象にインターンシップとワーケーションを組合せた形の事業を展開、就職移住の候補先につなげると。何かよく分からないんですが、具体的に説明してもらえますか。

福島企画調整課長

こちらの事業につきましては、冒頭の説明のところでも申し上げましたが、地域おこし協力隊からの企画提案をもとに今回、予算計上した事業でございます。

その隊員2名につきましては、今、企業への支援ということで市内企業、事業所等を訪問して、その企業の紹介ですとか、求人情報の発信といったことを行っているところでございます。その活動の中で、やはり人材確保に苦慮している企業が多いという実態が把握できたことから、市外からも人を募集して、市内企業の事務所等で一度就労体験をしていただいて、その就労体験と合わせて阿久根市内の観光ものづくり体験やアクティビティーなどを体験していただいて、外から見た阿久根の魅力について発信してもらおうということでございます。就労体験というのは先ほど申し上げたインターンシップというところでございます。こうしたこともきっかけといたしまして、やはり何とか1回、阿久根に来てみれば非常にいいところだというのは感じていただけたと思うんですが、なかなか、どうして来ていただくかというところで、今回こういった事業を行うことによって、実際に阿久根に来ていただいて、事業所でインターンシップを行っていただく。併せて体験型のアクティビティー等をワーケーションという形でしていただくことによって、当然、そのまま就職という形であれば一番望ましいですし、仮に、それに至らなかった場合でも、引き続き阿久根に来ていただく、ファンになっていただいて来ていただくということが起これば、交流人口、関係人口の構築ということにもつながりますので、そういったことを目的として、今回この事業を行うこととしたものでございます。

竹之内和満委員

就職前の学生さんとか、そういう方たちを対象にするのでしょうか。

福島企画調整課長

主要なターゲットはそのような方というふうに考えております。

竹之内和満委員

市外の人を呼ぶというのが中心になるのでしょうか。それだったらどういうふうにして募集するのかというのをお聞きしたいです。

福島企画調整課長

今回の事業に対しては、市外、県外等の学生を対象にしているというところがございます。費用が旅費とか、宿泊費とか、そういったものをある程度見込んであるというものでございますから、そういったものを対象に今回考えているというところになります。

竹之内和満委員

その募集の仕方はどういうふうにするんですか。

福島企画調整課長

ターゲットが先ほど言った学生ということになりますので、大学を通じた形での周知ですとか、またSNSでの発信、そういったことを現状は想定しております。ただ、詳細については、これから事業を練る中でさらに検討したいと考えております。

山田勝委員

43ページ、先ほどの竹之内委員の質問の継続なんですけどね。「たからのまち」マネージャー謝金、これは具体的に6人と言われたけど、どのような方がなられるんですか。決まっているのかな。

福島企画調整課長

企画調整課でまずお願いしようと思ってるのは移住・定住分野ということになります。その他、DX、観光、山づくり、海づくり、子育て、ほか5つと私の記憶では認識しています。

山田勝委員

企画調整課で予定しているのは御一人ということですね。あとが5人いらっしゃる、それぞれの。基本的には地域協力隊の方ですか、全く別の方たちですか。

福島企画調整課長

こちらの事業につきましては、それぞれの分野の専門家の方に事業の構築についてアドバイスをいただいたり、目標設定してその目標に向けて進んでいこうと、市の施策を取り組んでいこうという形と認識しておりますので、地域おこし協力隊とは全く別物になります。

山田勝委員

それなら、それは全く別の仕事をされていらっしゃる方が、阿久根のそれに興味を持って応募されるんですか。ある人にターゲットを絞ってお願いされるんですか。

福島企画調整課長

専門家ということになりますので、こちらのほうである程度、アドバイスなり、専門分野に精通されてる方を絞り込んだ上でお願いするという形を想定しております。

山田勝委員

それではお願いするマネージャーとしての謝金ですけれども、その人は基本的には、自分の生業で生活をしていらっしゃるということですか。阿久根市はこれだけしかお支払いしないでしょう。

福島企画調整課長

具体的な人選は新年度に入ってからということになるかというふうに承知しておりますが、基本的に専門家ということになりますので、当然、現状何かしらの専門分野において生業を持っていらっしゃる方と考えております。

山田勝委員

何らかの形で生活していらっしゃるただけで、その専門的な方をお願いをするということですよ。それぐらいのお金で来てくれるのかな、分からんけど。やってみないと分からないからね。やってみられることを期待して、これはいいです。

濱田洋一委員

確認ということでお聞きしたいと思いますが、午前中に質疑のありました「阿久根で縁結び」出会いサポート事業ですが、これは概要の中で160万円ということで事業費を掲載してありますけれども。一般会計予算書43ページの1番下、これは結婚ボランティア、先ほど、ほかの委員からもありますけれども、これは阿久根市独自の単独での事業ということですよ。そして、次の44ページ、委託料の中の婚活支援事業。これは、いわゆるセミナーを開催すると。それに対する、これも阿久根の独自の事業ですかね。そして、次のページの45ページですけども、おれんじ鉄道での出愛サポート事業。これは、さつま町と共同で開催すると。このことについては今後、具体的には詰めていくという話であったかと思うんですが、一番私が気になるのは、44ページの委託料のこの婚活支援事業、いわゆるセミナーですけども。セミナーを通じ、交際、結婚に向けて必要な情報、知識の取得の機会を提供すると。これまで、専門的な方がセミナーをしていただいていたということなんですけれども、これまでの募集の仕方、このセミナーに参加される方、それとはどうだったのか。令和5年度はどういうふうにそういった募集をかけていかれるのかというのを、これまでのセミナーの実績で人数等も含めて教えていただければと思います。

福島企画調整課長

まず、令和4年度の取組のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、まず、令和4年度につきましては、順番というか、時期はばらばらになるかもしれませんが、まず高校生、鶴翔高校生を対象としたライフプランセミナーというのを開催いたしまして、こちらにつきましては人数63名の方が受講といたしますか、参加されたという形になっております。それから独身の子を持つ親の方々を対象とした講座。こちらを開きまして、こちらは6名の方が参加されたというところになります。それから結婚ボランティアの養成講座。こちらも開催いたしまして、こちらにつきましては4名の方に参加いただいたという形になります。それから、市の職員向けということになりまして、少子化対策ということについて市の職員全体として意識醸成、理解を図っていくというために市職員向けの研修も行いまして、こちらについては135名の職員が参加しております。それから今後ということになりますが、独身者向けのセミナーを12日に開催してというところがございます。令和4年度の取組につきましては以上という形になっております。

令和5年度の取組といたしましては、先ほどの委員からの質問にも答えておりますが、結婚ボランティアの方がまだなかなか人数が少なくとどまっているということがございますので、こちらの活動充実、会員増に向けた取組に取り組んでいきたいですとか、独身者向けのセミナーについても引き続き、今回開催しますので、そちらの結果等を見ながら、また検討したいというふうに考えております。

それから、独身の子を持つ親の方々を対象とした講座、こちらも今年度も引き続き開催したいというふうに思っております。また、やはり結婚ということはある程度早い段階で意識してライフプランにつなげていくためにという形で、今年は鶴翔高校生を対象としたということでございましたが、来年度につきましても、範囲がこれからなりますが、中・高生を対象としたセミナーについてやはり開催していきたいというふうに考えております。

濱田洋一委員

各世代といいますか、いろんな年代の方々にそれぞれの企画をしていただいていると思うんですが、やはりこのセミナーを受けるに当たって、この独身者の方、いわゆる本人さん。男性も女性もですけども、非常にデリケートだと思うんです。ですから、何といいますか、型にはまったようなセミナーではなくて、ちょっと肩の力が抜ける、笑顔で参加できる、そういうセミナーを企画していただければいいなと思います。それから、募集の仕方というのも、非常にこれもデリケートですので、そこら辺は企画調整課の皆さんでまた検討していただいて、より多くの方が参加できて、かつ、今回、さつま町と合同で企画されているおれんじ鉄道を使った婚活に向けての取組というのを、ぜひ、どんどん阿久根ということやっていただきたいと思います。

木下孝行委員

45ページ、補助金の台湾台南市善化区との交流促進事業なんですけど。一応、今年度の計画の中では、国際感覚豊かな青少年の育成を図るための交流事業を行っていくということなんですけど、善化区との交流が始まって、もう確か6年か7年目になるんですけども。経済的交流、そういったことも含め、インバウンドとして台南市の人たちが阿久根にも来てくれる状況、そういうのも考えれば、そっちのほうの交流もやっぱりしなきゃいかんだろうと思うんですよね。だから、数年前には阿久根の企業の方が特産品をあっちのほうで販売するような話も聞いたこともあるんですけども、せつかくなら空き家対策、空き店舗対策、こういう観点から見ても、台湾、善化区に行って、阿久根市に来てお店を開いてもらう人たちを募集するとか、そういったことも考えながら、経済的交流も深めていって、そういうことも今後検討しながら、今年行ったときにはそういった話もできるような状況に持っていくのも必要かと思うんですが、その辺の考えはどうか。

福島企画調整課長

台湾台南市善化区との交流につきましては、御案内のとおり、ここ3年は少なくともコロナの関係で途絶えているというところがございます。まずは、この3年間途絶えていたということがありますので、来年、現状であれば、恐らく行き来もできるという状況になることが想定されますことから、高校生の交流活動を行うとともに、そちらを通じて、3年間途絶えた中での交流をこれから徐々に再開しなきゃいけないということになりますので、そうした点で結びつきを深めた上で、委員御指摘のようなことにも発展させていきたい。要するに民間、経済団体、また市民団体等の交流といったことにつなげていきたいと考えております。

木下孝行委員

今後、将来のことも考えながら、そういったインバウンド、特にせつかく交流してる善化区から阿久根のほうに、空き家なり、空き店舗なり使って、阿久根に移住とまでは言いませんけども、阿久根に来て活動してもらえりような、そういう形も望ましいと思うので、そういう話も今後行っていただきたいと思います。これは要望で終わります。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第30号中、企画調整課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔企画調整課退室、税務課入室〕

牟田学委員長

次に、議案第30号中、税務課所管の事項について、審査に入ります。

税務課長の説明を求めます。

新町税務課長

議案第30号中、税務課の所管する事項について御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明いたします。

予算書の52ページをお開きください。第2款総務費2項1目税務総務費について、内訳の主なものは職員11人分の人件費であります。

次に、53ページにかけて、2目賦課徴収費について、1節報酬は、会計年度任用職員の報酬であります。8節旅費は、市外出張、徴収、搜索、研修参加などの旅費であります。10節需用費は、税務関係法令書籍追録購入費や納税通知書、納付書、窓あき封筒などの印刷費用が主なものであります。11節役務費は、郵便料、電話料、金融機関収納手数料及び預貯金調査、金融機関手数料などが主なものであります。12節委託料は、令和5年度標準宅地時点修正率算定業務に係る委託料であります。13節使用料及び賃借料は、電子申告、年金特別徴収及び国税連携に関わる地方税電子申告支援サービス使用料と法人住民税、個人住民税、固定資産税及び軽自動車税の共通納税サービス利用料と軽自動車車検情報提供サービス利用料が主なものであります。18節負担金、補助及び交付金の内訳は、地方税共同機構の運営負担金、鹿児島県が徴収する軽自動車税環境性能割に対する徴収取扱費を見込み計上し、固定資産評価専門研修などの受講料としての負担金、会議出席負担金、阿久根市青色申告会への運営費等補助金であります。次に、54ページに入り、22節償還金、利子及び割引料は、法人市民税の確定申告による予定納税分等の過誤納金の還付金及びその加算金などであります。

以上で歳出の説明を終わります。

次に歳入予算の主なものを御説明いたします。2ページをお開きください。まず、市税の総括的なことから御説明いたします。

市税は、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税の5税目で、令和2年度収入見込額等から計上しました。令和5年度の総額は前年度に比べ0.53%、993万6000円の増で、歳入総額に占める構成比率は、前年度より0.15ポイント増の15.74%であります。

それでは、税目ごとに御説明いたします。

13ページをお開きください。1款市税1項市民税1目個人は、前年度に比べ1,295万円の増であります。

2目法人は、前年度に比べ743万3,000円の減で見込み計上しました。

次に、2項固定資産税のうち、土地、家屋、償却資産に関わる純固定資産税である1目固定資産税は、前年度に比べ813万3000円の増であります。これは、令和5年度は評価替え年度ではないことから、土地及び在来家屋については評価額が据置きとなり、新・増築分の家屋については増加傾向にあり、償却資産については近年の状況からほぼ横ばいで推移すると

見込んでおります。

2 目国有資産等所在地市町村交付金及び納付金は、前年度に比べ12万6000円の減と見込んでおります。

3 項軽自動車税は、前年度に比べ30万5000円の増額を見込んでおります。

次に、14ページにかけて、4 項市たばこ税は、令和3年度実績及び令和4年度見込みから推計したもので、前年度当初予算と比べ393万2000円の減を見込んでおります。

6 項入湯税は、宿泊・休憩者合わせた入湯客数を1,500人ほど見込み、前年度と比較し3万9000円の増を見込んでおります。

次に、15ページにかけて、第3款利子割交付金及び第4款配当割交付金は、前年度と同額で見込み計上しました。

5 款株式等譲渡所得割交付金も、前年度同額で見込み計上しました。

第6款法人事業税交付金は、前年度当初予算と比べ1200万円の増を見込んでおります。

次に、18ページから19ページにかけて、第13款使用料及び手数料2 項手数料1 目総務手数料2 節徴税手数料は、納税証明書など、各種証明書手数料及び市税督促手数料を見込み計上しました。

次に、25ページをお開きください。第15款県支出金3 項委託金1 目総務費委託金2 節徴税費委託金は、市が個人県民税の賦課徴収に係る事務を行うための徴収取扱費として県から市に交付されるもので、見込み計上しております。

次に、29ページから30ページにかけて、第20款諸収入1 項延滞金加算金及び過料1 目延滞金については、見込み計上したのです。

次に、31ページの5 項4 目20節雑入は、1 番上の雇用保険料の一部に税務課雇用の会計年度任用職員分、下から8 番目のコピー使用料の一部に税務課分が含まれております。次に、32ページの上から11番目の封筒広告料が税務課所管の主なものであります。

歳入の主なものについての説明は以上のとおりであります。

貴重な自主財源である市税の収入率向上のため、市税等の滞納繰越について引き続き給与、預貯金調査などの財産調査の強化、搜索、差押え等の滞納処分を徹底を図ります。あわせて、公平公正な課税により納税者の方々の理解を得ることに努めてまいります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第30号中、税務課所管の事項について審査を一時中止いたします。

〔税務課退室、会計課入室〕

牟田学委員長

ここで、先ほどの会計課所管の事項の質疑について、会計課長から発言の申出がありますので、これを許可します。

尻無濱会計課長

先ほどの質疑についてお答えいたします。

ゆうちょ銀行の窓口収納の件数については、令和4年4月から令和5年3月までで7,177件となります。

山田勝委員

もう一遍聞きますがね。1件ですからね、全体で何件あって、全部で幾ら。

〔発言する者あり〕

2万2000でいいんですか。

〔発言する者あり〕

尻無濱会計課長

申し訳ございません。全部で2万2936件になります。

牟田学委員長

よろしいですか。

〔山田勝委員「了解」と呼ぶ〕

ありがとうございました。

〔会計課退室、市民環境課入室〕

牟田学委員長

次に、議案第30号中、市民環境課所管の事項について、審査に入ります。

市民環境課長の説明を求めます。

牧尾市民環境課長

議案第30号中、市民環境課、三笠支所、大川出張所の所管する事項について御説明いたします。

初めに、歳出であります。予算書の46ページをお開きください。

2款総務費1項9目支所及び出張所費は、経常経費のほか、12節委託料につきましては、三笠支所の入り口を示す案内版の作成、設置に係るものであります。

48ページをお開きください。2款1項15目諸費18節負担金、補助及び交付金につきましては、鹿児島県防衛協会負担金であります。令和5年度は、本市においても防衛協会の活動を開始する予定であることから、県協会への負担金を令和4年度と比較し、2万円増で計上しております。なお、当課所管の自衛官募集事務につきましては、新たな防衛協会との協力体制を構築し、引き続き、自衛隊鹿児島地方協力本部薩摩川内出張所及び募集相談員と連携を図りながら、募集広報活動に協力してまいります。

54ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費であります。11節役務費の通信運搬費は、マイナンバーカードの本人限定受取郵便料が主なものであり、手数料の1万円は、令和5年度から一部の窓口手数料等で導入するキャッシュレス決済に係る経費であります。12節委託料の主なものは、令和4年度に運用開始した各種証明書のコンビニ交付業務のほか、戸籍情報システム機器保守業務及びマイナンバーカード等券面印刷システム保守業務の2件につきましては、いずれも長期継続契約による執行を予定したものであります。

55ページをお開きください。18節負担金、補助及び交付金の証明書交付センター運営負担金は、先ほど御説明いたしましたコンビニ交付に係る経費であります。

65ページをお開きいただき、66ページにかけて御覧ください。3款民生費1項4目国民年

金費は、主に経常経費を計上しております。

76ページをお開きください。4款衛生費1項3目予防費は、10節需用費の消耗品等のうち6万1000円、また、11節役務費の通信運搬費のうち9万9000円が狂犬病予防事業に係る経費であります。

77ページをお開きいただき、78ページにかけて御覧ください。4款1項4目環境衛生費は1億2750万円で、対前年比3151万2000円の減額であり、その主な要因は18節負担金、補助及び交付金の減額であります。その理由ですが、令和3年度から実施しております単独処理浄化槽やくみ取り槽から小型合併処理浄化槽への転換に対する補助の強化について、大変多くの市民の皆様から御理解をいただき整備を行っております。そこで、この補助金につきましては、令和5年度も補助率を継続しつつ、あわせて、新たに子育て世帯の新築住宅に設置する浄化槽への支援制度を創設予定としておりますが、これまでの2年間で予想をはるかに上回る基数を整備しておりますことから、総体的な基数の減を想定したものであります。また、共同水道施設設置事業につきましては、現時点で整備を予定している共同水道組合への補助であります。

次に、5目公害対策費の12節委託料は、市内の19河川、27か所における水質検査業務と騒音規制法に基づき実施する自動車騒音常時監視調査業務の2件であります。令和5年度は、県道脇本赤瀬川線の脇本海水浴場北側駐車場及び三笠支所のポイントを予定しております。

79ページをお開きください。4款1項7目葬祭場管理費であります。前年度と比較しますと1308万5000円の増額であります。その主な要因といたしましては、令和4年度において長寿命化改修事業として実施した設計に基づく施設のLED化について14節工事請負費に計上し、本体工事を行う予定としているものであります。

次に、4款2項1目清掃総務費であります。主なものは18節負担金、補助及び交付金であり、循環型社会形成推進助成金として、資源ごみの売上げの一部30%を上限として各区に対し交付するものであります。なお、前年比99万円の増額の主な要因は、この有価物売却実績について、令和3年度を基準として試算いたしましたが、その実績の増によるものであります。また、地域色づくり事業は、自治会で実施するごみステーションの新規設置及び修繕に対する補助であります。

次に、2目塵芥処理費ですが、80ページにかけて御覧ください。本年度予算額3億1131万1000円は、対前年比3487万9000円の増額であります。その主な要因は、新規事業として開始する要介護者等世帯のごみ出し困難者戸別収集運搬業務に係る委託料及び旧環境センターの解体工事に伴う負担金の増額によるものであります。その他のものについてですが、10節需用費は8種類の指定ごみ袋の購入費が主なものであります。12節委託料は、先ほど説明いたしましたごみ出し困難者戸別収集運搬業務のほか、計10件の業務委託料であります。生ごみ堆肥化事業につきましては、可燃物の環境センターへの搬入量が事業実施前の平成25年度と令和3年度比較しますと約20%、量にして約1,400トンが削減されておりますことから、ごみ減量化に顕著な成果を上げているところであり、引き続き取組の強化を図るとともに、生成された生ごみ堆肥につきましては、関係課や関係機関との連携を強化して有効活用策の研究を進め、さらなる普及に努めてまいりたいと考えております。18節負担金、補助及び交付金は、先ほど申し上げました北薩広域行政事務組合に対する負担金であり、内訳は塵芥処理費の環境センター可燃物分が1億1377万7000円で、リサイクル処理費の不燃物、粗大ごみ分が1560万3000円であります。

4款2項3目し尿処理費につきましても、18節負担金、補助及び交付金の北薩広域行政事務組合に対する負担金であり、対前年比382万9000円の増額の主な要因は、昨今の燃料費高騰の影響を受けた高圧電気料金や薬品単価の上昇によるものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入について御説明いたします。

17ページにお戻りください。13款使用料及び手数料1項3目衛生使用料1節保健衛生使用料のうち、当課所管分は墓地等占用料と葬祭場使用料であります。

19ページをお開きください。13款2項1目総務手数料3節戸籍住民基本台帳手数料は、戸籍謄・抄本をはじめとする諸証明書、印鑑登録証明書及び住民票等の交付手数料であります。

次に、3目衛生手数料1節保健衛生手数料は、狂犬病予防注射済票の交付手数料650頭分及び畜犬登録手数料30頭分であります。2節清掃手数料は、一般廃棄物処理に係るものであり、その主なものは8種類の市の指定ごみ袋であります。

21ページをお開きください。14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金は、マイナンバーカード交付事業費であり、当該事務事業における対象経費の補助率は100%であります。

次に、3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金のうち当課所管分は1件で、小型合併処理浄化槽設置整備事業費であります。令和5年度は、単独処理浄化槽またはくみ取り槽化など、転換分を25基で試算しており、補助率は2分の1であります。

22ページをお開きください。14款3項1目総務費委託金は、1節総務管理費委託金の自衛官募集事務費及び2節戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届出等事務費であります。また、2目民生費委託金は、1節社会福祉費委託金の年金等の事務に係る国民年金事務費であります。

24ページをお開きください。15款県支出金2項3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金のうち当課所管分は2件であり、小型合併処理浄化槽設置整備事業費及び環境保全対策事業費であります。小型合併処理浄化槽設置整備事業費につきましては100基を想定し、補助率4分の1に補正係数を乗じたものであります。なお、先ほど御説明いたしました国庫補助金と数が異なるのは、国庫補助においては、制度上の仕組みとして年度間調整を行っていることによるものであります。また、環境保全対策事業費につきましては、海岸漂着物等地域対策推進事業に係る補助金であり、補助率は10分の8であります。

25ページをお開きください。15款3項1目総務費委託金3節戸籍住民基本台帳費委託金は、人口動態調査事務費ほか1件であります。

26ページをお開きください。3目衛生費委託金1節保健衛生費委託金は市町村権限移譲交付金であり、当課所管分は、小型合併処理浄化槽設置等の届出受理など、4件の66万5000円であります。

31ページをお開きください。20款諸収入5項4目雑入20節雑入のうち主なものは、まず、1番下の行、資源ごみ有価物売払い代で、アルミ缶スチール缶、段ボール、新聞等及びトレイの売払い代金を見込み計上したものであります。32ページをお開きください。中ほどの有償入札拠出金は、ペットボトルの売払い代金を見込み計上したものであります。また、その10行下の有料広告料は、指定ごみ袋に掲載する一般廃棄物収集運搬業者の広告料であります。

33ページをお開きください。

21款市債1項3目衛生債1節保健衛生債は、小型合併処理浄化槽設置事業債ほか2件であります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

仮屋園一徳委員

80ページ、4款2項2目12節委託料の中で、ごみ出し困難者戸別収集運搬業務があるんですが、こんなに早くされるとはあまり思ってなかったんですけど、これについて、どのような方のものを、どのような方法で収集されるお考えか、お聞かせください。

牧尾市民環境課長

これまで関係課で協議を重ねてまいりました。今、制度設計をやっております最中ですが、今、想定しておりますのが、要介護1以上、身体障害者1級と2級、それと精神障害者1級、知的障害者A判定のひとり暮らしの方、またはこれらに該当する方のみで構成される世帯。もしくは特例としてケアマネジャーだったり、相談支援専門員からの推薦があれば、ごみ出し困難者として認めることとして柔軟に対応していきたいと思っております。ちなみに、令和4年7月21日時点で調査した数字ですけれども、こういった対象の方々が352名いらっしゃるようです。

仮屋園一徳委員

この収集方法というのは、どのような形でしょうか。

牧尾市民環境課長

収集方法については、今、想定しておりますのは、まさしく名称どおり戸別収集ということで、回収事業者へ委託をして、個別に回るルートを構築するというところでございます。

濱田洋一委員

ただいまの仮屋園委員の質問に関連してなんですが、戸別収集をしていただくということは非常にいいことだと思います。そういった中で、直近の調査をしたところ352名の方、352戸ですかね、戸数でいったら、の方が対象ということでもありますけれども、例えば、燃えるごみ、燃えないごみ、空き缶、プラ、生ごみ等ありますけれども、全ての家庭から出るごみについて、戸別収集されるんですか。

牧尾市民環境課長

全てを考慮しております、あわせて、やはり分別についてはさせていただきたいと思っておりますので、曜日分けて、不燃、可燃、そういったものを曜日ごとに戸別に回って回収してくるという仕組みをつくらうというところでございます。

濱田洋一委員

対象者になる方々というのは要介護認定者の方、もしくは身体障害者の方々、そして、いろんなどころからの推薦といいますか、こういう方もお願いしたいというお話があったとき臨機応変に対象者としていきたいと、こういうお話がありましたけれども、例えば、高齢者で一人住まいの方で、そういう対象にならない方もいらっしゃるのかなと思うんです。ですから、幅を広げた中で、民生委員の方々とか区長の方々に、そういった戸別収集の事業に取り組むんだけどそういった方々はいらっしゃいませんかというのも一つだと、市民の方々にとってはいいことじゃないかなと思うんですが、その辺はどうお考えですか。

牧尾市民環境課長

今、委員からお話がありましたことも一応、想定はしております。ただ、ルールとして、

例えば区長さんだったり民生委員さんからというのを最初で定義づけてしまうと、その方々への負担増にもなってしまふというところで、情報をいただければ、例えば、その一人暮らしの方でこういった方がいるという情報を基に、しかるべき方、ケアマネさんだったり介護相談支援専門員、そういった方々を通じて情報いただければこちらで判断をしていきたいと考えます。

濱田洋一委員

非常にいい事業かと思しますので、臨機応変に、ごみ出しに難儀していらっしゃる方々が、うまく、そういった戸別収集の対象になっていただけるように、その辺も進めていただければと思います。

濱之上大成委員

歳出の80ページ、4款2項2目塵芥処理費の中の、それと歳入の24ページの15款2項3目の衛生管理の補助金の対象に関連してなんですけれども。海岸漂着物の委託先は何者委託されてるんですか。処理業務等の委託先は何者ですか。

牧尾市民環境課長

事業者としましては3者です。あと、直営で市民環境課所属の会計年度任用職員が日常業務として清掃作業に入っていますけれども、そういった経費も含まれております。

濱之上大成委員

流的にはどんな分け方になっているんですかね。秋、夏、冬とかそんな感じじゃなくて、どのような。

牧尾市民環境課長

場所によって期間が若干違います。例えば、阿久根大島も対象になっておりますけれども、阿久根大島は4月から11月まででしたり、脇本あるいは大川島のほうについては4月から1月まで（後刻に訂正したい旨発言あり）ということで、それぞれの海岸において期間が若干違いますけれども、規定しているところでございます。

濱之上大成委員

4月から1月という今の言葉なんですけどね。2月、3月はどうなるんですか。

牧尾市民環境課長

先ほど若干触れましたけれども、2月、3月の期間外については、私どもの会計年度任用職員が通常業務として作業しております。

濱之上大成委員

その会計年度任用は、何名使ってらっしゃいますか。

牧尾市民環境課長

2名でございます。

山田勝委員

生ごみ堆肥化事業についてお尋ねします。生ごみ堆肥化の堆肥は円滑に流れていっていますか。市民の間で利用されていますか。

牧尾市民環境課長

今、大変好評をいただいております、努めていろんな媒体を使って広報しておりますので、非常に多くの方々に利用していただいております。スムーズというふうに捉えております。

山田勝委員

それならもうストックはないという状況ですね。ストックはもうないと考えてよろしいん

ですか。

牧尾市民環境課長

私の先ほどの答弁は、認識の違いがありました。ストックという部分では、まだ、一定程度抱えておる状況です。日々、当然ながらできていきます。その中で、ある程度、一定程度の在庫もまだありますので、そういう意味では新規開拓というのも、一方で、あわせて必要になってくるものというふうに理解しております。

山田勝委員

あなたがもう別にストックもそんなになくて、うまく流れていってるからそんなに心配しなくてもいいよというなら、私ももうこれ以上質問する必要はないんですよ。いや、まだ実はあるんですよ、もっとうまく流れればもっといいんですよということであつたら、また次の質問をしたいんですが。もう、ずうずう流れているから心配することないんですよと課長が言えばそれでいいだけですよ。

牧尾市民環境課長

やはり使っていただいて成果が出ての方については、リピーターとして、黙っていてもはけていくものかなと思いますけれども、そればかりではやはり弱いのかなと思っておりますので、そういう意味で、新規開拓というのも我々は努力する必要があると思っております。まだ、生ごみ堆肥をつくっている、精製している事業者からも、在庫を抱えているので何とかしてほしいという要望もいただいているのは事実ですので、そういう意味では、まだまだこれから取り組む必要があると考えております。

山田勝委員

私はそういうあなた方みたいに難しい言葉は言えませんがね。ただ、現実の問題として、あそこでできる生ごみ堆肥の処理の仕方について、いろいろ、もうあなた方も業者も一生懸命になっていらっしゃることも事実ですよ、事実。だから、それを円滑に市民に使っていただくということはもっともいいんですがね。何でと言いますと、非常に堆肥が高くなって困っている方が多いので。今は去年の倍以上をするわけですからね。JAあたりから買う肥料はですよ。だからそういう中で、もしあれをうまく使えたら農家も助かる、生産者も助かる、みんな助かるんだがなということで、去年、私の知っているところで水田に使っていただきましたよね。水田に使っていただいて、そして、いい成果が出されました。あなた方は試食もされました。産業祭でも試食をされました。それも非常にいいことです。でも、考え方として、非常においしかった、いい米だったということだったんですが、問題は、そのあとどうするかというところが、どうなっているのというだけのことです。そのあとどうなっているの。

牧尾市民環境課長

今、委員からお話がありましたとおり、昨年、特定の農家さんが大量に使っていただきまして、試食用米と飼料米について、この生ごみ堆肥を使って、お米を作っていただきました。試食もしたところ大変おいしくいただいたところですが、あわせて県のほうにも働きかけて成分等の分析等も行いながら、今後、より効果的な使い方はどういった使い方ができるんだという、そういった可能性をしっかりと見い出して、また普及に努めていきたいと考えております。

山田勝委員

私たちは、福岡県大木町に行ってみたんです。あの町では完全に循環型農業をしているん

ですよね。あの町では完全に循環型農業をして、あそこは堆肥じゃなくて液体をつかって、その液体をバキュームカーで1反歩まいてくれる、ちゃんと肥料をまいてくれることで1,000円なら1,000円ということで、非常に循環型農業やっていて、すごいなと思って帰ってきましたよ。ですから、阿久根市の場合は、そういうことでなくて堆肥化してる、粉末にしている。だから、それをやってみて、非常に去年よかったですよね。だから私は、根本的なところに、あなた方のところに迷いがあるというのは、飼料米及び食用米、飼料米は食べていかんと思っていただいしょ、皆さん方は。「うんだ、せんた食わんど」の世界でしたからね。だから、米っていうのは飼料米も何米も同じなんですよ、同じ。ただ、農業政策の目的のために飼料米もあるいは生で刈るのも全部国が補助金を出してしなさいということでやってる話で、できた米はどれも同じやったって。だから、そういうものを、もうちょっと認識を新たにして、どうしたらあれを市民に安く提供して、使いやすくしてやって、そして、行政効果が上がったんだというふうに持っていけないかなあと私は思って提案をし、皆さん方の今後の取組に期待をしているところなんです。だから、経済連に持っていっても、県に持っていっても絶対使いません。経済連はもうけんたって。市民にもうけさせるために考えてやらないとね。市民がよかったねって言わな。もう経済連はもうけないのは絶対しないんですからね、農協は。その付近はもう最初から頭の中に入れてって、生ごみ堆肥を、堆肥になったのを具体的にどうしたら阿久根市の方々が使っていただけるんだらうかという形で考えていけないといけないと思いますよ。もう、これ以上あなた方に言ったって今年の進展はないわけですから、それはぜひ考えておいてください。

牧尾市民環境課長

ただいま貴重な御意見というふうに捉えましたので、また、関係課とも連携を図りながら進めてまいりたいと思います。

山田勝委員

頑張ってください。

それとすぐ下のごみ出しの困難者のことについて、るる説明を受けて、私はちょっと聞いてみたいんですが、それぞれの集落が主になってごみの収集はやってますよ、管理はですね。そこで、各集落の区長さんが「あそこのだいてろさんは持ってきやなられんど」、「ここのだいてろさんは持ってきやなっ」というのは分かっているとと思うんですが、区長さん方からの意見は聴取していないんですか。

牧尾市民環境課長

現在、まだ制度として開始する前における情報としては、こういった方がいるというふうな生の声はいただいております。ただ、仕組みの上での話として、先ほど濱田委員にお答えしたとおり、区長さんたちにそれをお願いするということではなく、そういったお声があれば、情報があれば、しかるべきルートを通じて私どもに情報をいただければ、それを対応するという仕組みをつくらうというところでございます。

山田勝委員

いや、あなた方がつくらうというその組織は分かるけど、私は、一番うまくいくのは、今もう集落で持って来れない人、タクシーでもってこられる人、誰かに頼んで持ってこられる人、そのまま我が家に捨てられる人、いろいろいらっしゃるわけですよね。そういうのは、区長さんたちがよく把握してるんだから、私は、区長さんたちからの情報収集、そして区長さんたちにもその中に入ってもらうというふうにしないうまくいかないと思いますよ。

牧尾市民環境課長

こういった仕組みを今度つくって事業として開始するという情報は、当然ながら区長さんたちにもお知らせして、御協力をいただきたい、連携を図っていきたいと考えます。

山田勝委員

分かりました。私は、区長さんたちが現状を一番よく捉えていらっしゃると思いますよ。それを、例えば介護1程度なんていう、具体的にそういうふうにはめてしまうと、あなたが今言うように区長さん方には御迷惑かけてはならないとか何とか、情報を収集するだけというのじゃなくて、区長さんたちにも参画をしてもらわないとうまくいかないと思うし、区長さんたちが「そげんたうんどみな関係なかでや」というふうになる可能性があるから、せっかくですから、非常に大事なことです。初めてのことから区長さんたちも参画していただいて、この事業がうまく進むようにしてほしいなあと思っております。よろしくお願ひします。

78ページ、第4款第1項、共同水道施設設置事業1,247万円とございますが、これは上水道にするために進行中の水道施設だということですが、具体的に何か所あって、どういう事業をしようと思っていいらっしゃるのか。その進捗状況はどういうふうでしょうか。

牧尾市民環境課長

この共同水道施設設置事業で計上しております1,247万円という数字は、令和5年度において大淵川で予定されている修繕等とあわせて、通常で毎年組んでいる分を含めたところで計上した金額でございます。

山田勝委員

最初は、令和何年度にはもう全部完全に上水道にするよということだったけど、だらだらだらだらしてるから心配なんですよ。ですから、なるべく早く実現するように、大変ですが頑張ってください。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔発言する者あり〕

市民環境課長から補足の説明があるということで、これを許可します。

牧尾市民環境課長

先ほど、海岸清掃業務のところでお答えした分で、若干、期間（32ページの発言）に誤りがあったので、追加で申し上げます。

まず、大川島海岸が4月から11月末までです。これには佐潟等も含まれます。脇本海岸が4月1日から1月31日まで。阿久根大島等が4月1日から11月30日までです。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第30号中市民環境課所管の事項について、審査は一時中止いたします。

〔市民環境課退室〕

牟田学委員長

ここでお諮りいたします。

本日の審査は市民環境課までを予定していましたが、時間がありますので、明日予定している福祉課の審査を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時15分～午後 2 時29分)

〔福祉課入室〕

牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、議案第30号中、福祉課所管の事項について審査に入ります。

福祉課長の説明を求めます。

佐潟福祉課長

それでは、議案第30号中、福祉課所管の事項について御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたします。

60ページをお開きください。第3款民生費1項1目社会福祉総務費のうち、1節報酬は、民生委員推薦会委員6人分の報酬であります。次に、2節給料の9人分のうち6人分が福祉課であり、残り3人分は介護長寿課分であります。次に、61ページになりますが、12節委託料は社会福祉法人の監査業務において、専門性を要する分野に外部機関のノウハウを活用して指導監査機能の強化を図るためのコンサルティング業務委託料であり、社会福祉法人3件分を予定しております。次に、18節負担金、補助及び交付金は、社会福祉協議会への運営補助金のほか、説明欄に記載の各種団体等への運営費等の補助金であります。24節積立金は、今定例会で議決いただいた地域福祉基金の利子分を積み立てるために、新たに計上したものであります。なお、現在の積立金額は7236万4384円であります。27節繰出金は、健康増進課所管分であります。

次に、2目心身障がい者福祉費は、第1節報酬から第4節共済費は、会計年度任用職員1名に係る費用であります。次に、62ページになりますが、7節報償費は、新たに障がい者計画推進委員会出会謝金を計上しており、これは、第7期障がい福祉計画第3期障がい児計画の策定に係る委員の出会謝金であります。このほか、説明欄に記載の6件分であります。次に、12節委託料は、子ども発達支援センターこじかの指定管理業務や、障害者の困り事相談や自立した生活へ向けての支援を行う地域活動支援センター事業のほか、債務負担行為で計上しました基幹相談支援センター事業を委託する相談支援事業など9件分であります。次に、63ページになりますが、18節負担金、補助及び交付金は、説明欄に記載の各種障がい者団体等への運営負担金及び運営補助金10件分であります。次に、19節扶助費は、説明欄に記載の障がいのある方の各種障がい福祉サービス料に係る費用であり、8行目の生活介護費及び13行目の就労継続支援費などが主なものです。

次に、66ページをお開きください。2項1目児童福祉総務費になりますが、第1節報酬は、子ども・子育て会議委員への報酬のほか、会計年度任用職員4人と職員8人分の人件費が4節共済費までであります。次に、7節報償費は、出生祝い商品券給付事業に係る費用が主な

ものであります。次に、68ページになりますが、12節委託料は、第3期子ども・子育て支援計画策定に係る調査業務の委託料が主なものであります。次に、19節扶助費は、ひとり親家庭の支援に対する事業費等を計上しており、児童扶養手当と子ども医療費助成が主なものであります。

次に、2目児童措置費は、児童手当分であります。

次に、3目保育所費は、みなみ保育園の運営費であり、3月初日の入所児童は、定員60人に対し38人の児童が入所しております。なお、令和5年度の4月入所見込みも38人となっております。69ページになりますが、12節委託料は、みなみ保育園の施設管理及び維持に係る10件分の経費を計上いたしております。

次に、70ページをお開きください。4目児童館費は、放課後児童クラブの運営経費である放課後児童健全育成事業に係る委託料が主なものであります。このうち、尾崎小学校の休校に伴い、尾崎児童クラブがなくなりますが、脇本児童クラブ等で申込者数が増えてきている状況であります。13節使用料及び賃借料は、第2阿久根学童クラブの施設の借上料であります。

次に、71ページになりますが、5目保育施設運営費のうち12節委託料の地域子育て支援センター事業は、子育て世代の親子の交流と育児支援を目的に、おりた保育園が市内で実施する子育てサークル活動等の運営委託料であります。次に、18節負担金、補助及び交付金のうち保育対策等促進事業は、各保育園で実施する延長保育、障がい児保育、一時預かり事業に係る補助金であります。次に、19節扶助費は、市内の私立保育園5園と認定こども園2園に係る運営費のほか、今後も継続して広域入所が見込まれる市外保育園等に対する運営費が主なものであります。3月初日の入所児童数は、認可定員605人に対し637人であります。なお、保育料の無償化により、乳児・幼児の入所が増加した場合には、補正予算で対応していくこととしています。

次に、3項1目生活保護総務費は、生活保護措置に係る経費であり、1節報酬から4節共済費は、会計年度任用職員1人と職員4人に係る人件費であります。次に、72ページになりますが、7節報償費は、経済的理由から学習環境面での悩みを抱える世帯の子供を対象に、学習習慣の定着と学力向上を支援する子供の学習支援事業に係る講師謝金であります。12節委託料のうち生活困窮者自立相談支援事業は、生活に関する悩み事の相談や就労へ向けた支援など、自立に向けての包括的な支援を委託するものであります。

2目扶助費は、生活保護受給者に対する医療扶助のほか、説明欄に記載の扶助費であります。保護世帯及び被保護者数は、昨年2月末は127世帯、156人でしたが、本年2月末現在は、119世帯、141人となっております。世帯数において8世帯の減となっております。

次に、73ページになりますが、4項1目災害救助費19節扶助費は、災害救助法に基づく災害見舞金であり、大規模な自然災害等により、世帯の生計維持者が死亡した場合の災害弔慰金として500万円、著しい障害を受けた場合の災害障害見舞金として250万円を支給するものです。また、市単独事業分として、見舞金30万円を計上いたしております。

次に、143ページをお開きください。第13款諸支出金1項1目災害援護資金貸付金は、災害救助法の適用となる災害が発生した場合に、世帯主が重傷を負った場合や住居の全半壊等があった場合、申込みにより貸付けを行うものであります。

それでは次に、歳入について御説明いたします。

16ページにお戻りください。第12款分担金及び負担金2項1目民生費負担金1節社会福祉

費負担金のうち福祉課所管分は、心身障害者扶養共済の本人負担分であります。2節児童福祉負担金では、保育料の無償化により保育所運営費は過年度分だけを計上しております。

次に、20ページをお開きください。第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金は、障がい者等の各福祉サービスの、2節児童福祉費負担金は、保育所運営費等の、3節児童手当給付費負担金は児童手当の、4節生活保護費負担金は、生活保護扶助費のそれぞれの財源となる国庫負担金であり、いずれも歳出の支出額に伴う国庫負担割合に基づく額となっております。

次に、21ページになりますが、2項2目民生費国庫補助金の1節社会福祉費補助金のうち福祉課所管分は、地域生活支援事業に係る補助金であります。2節児童福祉費補助金は、保育園等での一時預かり事業や延長保育事業等の子ども・子育て支援交付金のほか、ひとり親家庭の資格取得等の支援のための母子家庭等対策総合支援事業費等の交付金であります。4節生活保護費補助金は、生活困窮者就労準備支援事業費として、子供の学習支援事業と医療扶助オンライン資格確認連携システム導入事業へ充てる費用を見込みました。

次に、22ページになりますが、3項2目民生費委託金のうち福祉課所管分は、2節児童福祉費児童福祉費委託金の特別児童扶養手当事務費であります。

次に、第15款県支出金1項2目民生費県負担金の1節社会福祉費負担金のうち、次のページの説明欄の上から3行目の後期高齢者医療保険基盤安定負担金を除いたものが福祉課所管分であり、主に障がい者自立支援事業に係る介護給付費や訓練等給付費、また児童発達支援事業の各事業に充当するもので、負担割合は4分の1となっております。次に、2節児童福祉費負担金は保育所運営費等に、23ページになりますが、3節児童手当給付費負担金は児童手当に、4節生活保護費負担金は、行路病人に対する医療費であります。一つ飛んで6節災害救助費負担金は、災害見舞金に充てるものであります。

次に、2項2目民生費県補助金のうち1節社会福祉費補助金は、重度心身障がい者医療費助成事業費が主なものであり、補助率は2分の1であります。

次に、24ページになりますが、2節児童福祉費補助金のうち子ども・子育て支援交付金の補助率は3分の1であり、乳幼児医療費助成事業費は、18歳以下の住民税非課税世帯の児童は自己負担分の全額を、課税世帯の未就学児については自己負担分のうち月額3,000円を超える額の2分の1が補助対象となっております。

次に、26ページになりますが、3項2目民生費委託金のうち1節社会福祉費委託金は、障がい者総合支援法に関する事務、戦没者弔慰金に係る特別給付金等支給事務に係る交付金であり、2節児童福祉費委託金は、母子及び寡婦福祉法に関する事務の市町村権限移譲交付金であります。

次に、27ページになりますが、第16款財産収入1項2目利子及び配当金のうち、説明欄の上から10行目の地域福祉基金が福祉課所管分であります。

次に、31ページをお開きください。第20款諸収入5項4目雑入の2節団体支出金のうち福祉課所管分は、説明欄の上から3行目になりますが、国保連合会障害児給付費交付金であり、子ども発達支援センターこじかの運営に係る交付金であります。20節雑入のうち福祉課所管分の主なものは、説明欄4行目の延長保育事業利用料から7行目の園児給食費負担金までであり、これはみなみ保育園での利用料や3歳以上児の給食負担金であります。そのほかは、11行目の相談支援事業他団体負担金及び12行目の地域活動支援センター事業他団体負担金は、地域生活支援事業として、障がい者の福祉サービス利用の相談や障害者の日常生活の支援を

目的に、長島町と共同で社会福祉法人に委託して実施する事業費について、長島町の負担金分を受け入れるものであります。また、下から6行目とその下の生活保護法返還金及び徴収金は、生活保護の扶助費に係る返還金であります。

次に、33ページをお開きください。第21款市債1項2目民生債の5節災害援護資金貸付金債は、大規模災害発生時における対応分であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願い申し上げます。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

62ページ、7節報償費の中の有償運送運営協議会出会謝金とあるけど、これはどういうのですかね。

佐潟福祉課長

これは、福祉有償運送の許可を審議する委員会の委員の借金になります。

山田勝委員

福祉運送等の何の協議ですか。

前田課長補佐兼福祉係長

福祉有償運送についてなんですけれども、今現在、阿久根市内の2事業所、福祉の事業所なんですけど、こちらのほうで福祉のサービス利用をしていらっしゃる方を主に利用者として実施をしている事業です。

この委員というのが、この福祉有償運送の運営に当たって、まずその事業所を登録する際に適切な運行ができるか、そういったものを審査する委員になりまして、そちらの方への報償となります。

山田勝委員

あなたが言う二つの福祉施設というのは、具体的にどこどこですか。

前田課長補佐兼福祉係長

青陵会のふたば事業所とあいわの里でございます。

山田勝委員

私が言うのは、有償運送、有料で運送をする協議会の出会でしょ。主催は誰がするんですか、この会議は。

前田課長補佐兼福祉係長

こちらは阿久根市の有償運送になりますので、市で主体となって運営をするものです。

山田勝委員

市のほうで主体となって運送をする。分からんとね。具体的にどういうのを運送するんですか。何を運送するの。

前田課長補佐兼福祉係長

例えば公共のタクシーであったりとか、バスとか、そういうものが一般的な運送というふうに捉えているんですけども、福祉サービスにおいて、その施設を利用される方がタクシーのようなイメージで利用されるんですけども、その有償の部分についてなんですけど、タクシー料金であったり公共のバス料金であったりと比較したときに、余りにも金額が安過ぎないかとか、その辺りのバランスについて民業を圧迫しないという意味で審査をする。そ

ういうものになっております。

山田勝委員

乗り物はどこの乗り物に乗って、誰が金を払って。阿久根市が払うの誰が払うの。だから、謝金といっても2万1000円ですからね、大した謝金じゃないんですよ。だから、それを誰が乗って誰が、あまりにも近頃、福祉の事業所とかなんとか多いもんですから聞くんですけどね。もうちょっと。ほかの人はよく分かったかもしれないけど私はよく分からない。

前田課長補佐兼福祉係長

まず利用者は、障害を持っていらっしゃる障害サービスの利用者の方です。利用される車両についてなんですけれども、今運営をしている2事業者につきましては、その施設で所有している、例えば、福祉車両として登録しているような7人乗りであったり8人乗りであったりのワンボックスといったものをあらかじめ登録をしまして、そちらで運用をしております。利用料については、御本人さんたち、利用される方がその使用料を支払っているというところですよ。

山田勝委員

結局、あいわの里とふたばの方々が何のために乗られるんですかね、車に。何のために乗られるの。

前田課長補佐兼福祉係長

障害を持っていらっしゃるということで、日常の移動手段というのが、自動車は当然運転できなかつたりとか、そういう本当にタクシー的な意味合いで、通常の移動手段として利用されます。阿久根市の場合では、事業所から御本人さんの家までということで、ほかに寄つたりとかするわけではなくて、あくまでもその事業所利用についてその制度を利用されております。

山田勝委員

やっつ。なぜかと言ったら、例えばあいわの里にしてもふたば作業所にしても、マイクロバスに人間を乗せて、朝晩あっちこちしてるからね。だから、それも有償で、例えばあいわの里、ふたばを利用される方々を送り迎えする際に、その送り迎えする際の費用は、本人が負担するということですよ。タクシー代よりも安くね。それをあいわの里とふたば作業所がしてる。協議会があるんですか、1年に一遍。

前田課長補佐兼福祉係長

福祉有償運送の更新期間が基本的には3年というふうになってるんですけども、すいません、2年かな。阿久根市の場合は2年でしたかね。毎年あるわけではないんですけども、新たな事業所から、その事業に対して福祉有償運送の制度を始めたいというような方が現れたときに、委員の報酬をあらかじめ予算を組んで確保しているという形です。

山田勝委員

そういう協議会がない年もあるということですよ。作らないといけないことを想定して、取りあえずは予算化しておこうということですか。

前田課長補佐兼福祉係長

山田委員のおっしゃるとおりでございます。

山田勝委員

例えば、あいわの里にしてもふたば作業所にしても毎日送迎をしますよね、泊まっている人は別にして。そういう方々の負担は父兄がやっているということですよ、そうでしたら。

保護者及びその本人がしてるということですか。私はもうそこに入所している入所料の中に入っていると思っていたからこんな質問するんですよ。でもよく分かりました。ありがとう。

竹之内和満委員

70ページ、3款2項4目12節委託料、放課後児童健全育成事業についてなんです。先ほど課長が言いましたが、脇本の児童クラブが非常に人数が多いと、定数増だということで。何人の定数に対して何人今、利用してるんでしょうか。

佐潟福祉課長

70名の定員に対して100名の申込みがあったところです。

竹之内和満委員

その場合に、70で100と30人も多いわけですから、今何か所、脇本小学校ではあるんですか、児童クラブの場所は。1か所ではないんですよね。

佐潟福祉課長

児童クラブ事業を実施している場所は、旧脇本保育園の場所で、3部屋を使って、今、事業を実施しています。

竹之内和満委員

30人も増えると難しくないですか。そこはどうなんですか。

佐潟福祉課長

児童クラブの1単位は40名までとなっております。一応、現在、70名定員のところを場所を分けて3部屋で行っていますけれども、100名となったにしても、30、30、40ということで対応は可能かと思われれます。ただ、今現在、実施する場所、脇本保育所自体が6歳未満の子どもさん方を基準とした造りになってますので、どうにか広い場所にするよう工夫しているところで、検討しているところであります。

竹之内和満委員

範囲内でできるということなんですが、その利用者に対して保育士の数というのは決まりはないんですか。70まででやってきたのが100になって同じ人数で済むんでしょうか。

佐潟福祉課長

現在の児童クラブの指導員の方々に対して3単位で対応できますが、やはり、一つの部分については児童が多くなりますので、今の現状よりも1人加配して事業実施の予定でいるところです。

竹之内和満委員

是非増やしてもらって。もしものことがあったらどうにもなりませんので、よろしく願いします。

山田勝委員

68ページ、3目保育所費。これはみなみ保育園のお話をされましたけれども、ここの定員は何名ですかね、もう一遍教えてください。

佐潟福祉課長

定員は、みなみ保育園は60名であります。

山田勝委員

60名に38人いるということですよ。

佐潟福祉課長

そのとおりであります。

牟田学委員長

ほかにいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第30号中、福祉課所管の事項について、審査を一時中止いたします。健康増進課までいきたいと思います。

〔福祉課退室、健康増進課入室〕

牟田学委員長

次に、議案第30号中、健康増進課所管の事項について審査に入ります。

健康増進課長の説明を求めます。

猿楽健康増進課長

議案第30号中、健康増進課の所管する事項について御説明いたします。

予算書の61ページを御覧ください。歳出予算から御説明いたします。

第3款民生費1項1目社会福祉総務費27節繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出金であり、このうち事業勘定分が2億9755万3000円、対前年度439万7000円の増であります。また、直営診療施設勘定へは973万4000円を繰り出すもので、対前年度131万8000円増であります。

次に、66ページを御覧ください。8目後期高齢者医療費18節負担金、補助及び交付金は、保険者である鹿児島県後期高齢者医療広域医療広域連合への負担金であり、共通経費として、広域連合の組織運営に要する一般会計分及び広域連合の人件費などを含めた保険給付の事業に要する特別会計分であります。また、後期高齢者広域連合療養給付費は、後期高齢者の療養給付に要する経費の12分の1の額を負担することとされております。27節繰出金は、低所得者の保険料軽減分の基盤安定分と事務費分を後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものであります。

次に、68ページを御覧ください。3款2項1目児童福祉費総務費18節のうち説明欄、交付金の出産応援給付金及び子育て支援給付金は、子供1人当たりに対し、妊娠時5万円、出産時5万円を現金給付するものであります。

73ページを御覧ください。第4款衛生費1項1目保健衛生総務費は、職員の人件費と母子保健事業に係る経費が主なものであり、74ページからの18節負担金、補助及び交付金のうち、75ページの最下行に記載の初回産科受診費用助成事業は、令和5年度の新規事業であり、非課税世帯の妊婦に対し受診料を補助するものであります。

次に、2目健康増進費は、看護師1名の報酬や各種がん検診業務などの12節委託料が主なものであり、次の76ページの18節負担金、補助及び交付金のうち、がん患者ウィッグ購入費助成事業は令和5年度新規事業であり、がんの治療を受けている方を対象とし、医療用のウィッグの購入費用を助成するものです。

3目予防費は、昨年度比5,660万円の減となりましたが、これは、新型コロナワクチン予防接種事業分に係る予算が皆減されたためであります。なお、主な業務につきましても、12節委託料の個別予防接種業務と18節負担金、補助及び交付金の18歳以下の子供を対象とするインフルエンザ予防接種助成であります。また、令和5年度新規事業として、造血細胞移植後ワクチン再接種費用助成事業を計上しました。この事業は、小児がん等の治療のため造血

細胞移植を行った場合、これまでの予防接種で獲得した免疫が低下もしくは消失し、感染症にかかりやすくなるため、移植後の予防接種の再接種が推奨されており、その費用について助成するものです。

78ページを御覧ください。6目保健センター管理費は、保健センターの維持管理に係る経費であり、10節需用費の光熱費や12節委託料が主なものであります。

次に、17ページにお戻りください。歳入予算について御説明いたします。

第12款分担金及び負担金2項4目衛生費負担金は、未熟児養育医療費に係る保護者負担金を計上しました。

第13款使用料及び手数料1項3目衛生使用料のうち保健センター土地占用料は、保健センター敷地内にある九電柱の土地占用料であります。

20ページを御覧ください。第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金5節国民健康保険医療助成費負担金は、低所得者の支援のため、平均保険税に保険税軽減被保険者数を乗じた額の2分の1の範囲内の額が保険者支援分として国から給付される額を見込み計上しました。

3目衛生費国庫負担金は、未熟児養育医療に係る国の負担分を計上しました。

21ページを御覧ください。2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金、子ども・子育て支援交付金4317万5000円のうち子育て世代包括支援センター事業に対する補助金等として621万7000円を計上し、出産・子育て応援交付金事業に係る補助金として、事業費の3分の2を計上しました。

次に、3目衛生費国庫補助金1節保健衛生補助金のうち疾病予防対策事業費は、緊急風しん対策事業実施に対し基準額の2分の1を、母子保健衛生費は、産後ケア事業、産婦健康診査事業として基準額の2分の1の額をそれぞれ計上しました。

22ページを御覧ください。第15款県支出金1項2目民生費県負担金1節社会福祉費負担金のうち、上から6行目の後期高齢者医療保険基盤安定拠出金は、後期高齢医療特別会計へ繰り出す低所得者への保険料軽減分の保険基盤安定分として計上したものです。23ページを御覧ください。5節国民健康保険医療助成費負担金は、保険税軽減分として国民健康保険被保険者の低所得者に対する軽減分と、保険者支援分として平均保険税に保険税軽減被保険者数を乗じた額を見込み計上しました。

3目衛生費県負担金は、未熟児養育医療費に係る県の負担分を見込み計上しました。

次の2項2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金のうち、24ページの1行目地域自殺対策強化事業費は、自殺予防事業に対する補助金であり、基準額の2分の1の額を、次の2節児童福祉費補助金の1行目子ども・子育て支援交付金のうち子育て世代包括センター設置に対する補助金として158万円を、5行目の出産・子育て応援交付金は、県の負担分を計上しました。

3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金のうち健康増進課所管は、2行目の健康増進支援事業費と3行目のがん患者ウィッグ購入助成事業費、4行目の造血細胞移植後ワクチン再接種費用助成であります。

26ページを御覧ください。3項3目衛生費委託金81万5000円のうち健康増進課所管は、医師法等に基づく医師等の免許申請書の進達や免許書等の交付などの事務に係る交付金を15万円を見込み計上しました。

27ページを御覧ください。第16款財産収入1項2目利子及び配当金のうち、上から12行目、高額療養資金貸付基金の利子を計上しました。

31ページを御覧ください。第20款諸収入5項4目雑入2節団体支出金のうち、上から2行目の後期高齢者健診業務広域連合補助金は、阿久根市の後期高齢者に係る長寿健診費用及び訪問指導実施に対する補助金であり、4行目の後期高齢者医療広域連合委託料は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業に対する広域連合からの委託料を計上したものです。次の20節雑入は、1行目の雇用保険料196万円のうち8万円を計上し、7行下のがん検診費用徴収金その2行下の肝炎ウイルス検診等費用徴収金として、それぞれ本人負担分を計上し、その2行下、保健センター自動販売機電気料、その3行下、保健センター実習生謝礼金、その10行下、原子力立地給付金157万1000円のうち保健センターに係る給付金3万円をそれぞれ見込み計上しました。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第30号中、健康増進課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔税務課入室〕

○ 議案第31号 令和5年度阿久根市国民健康保険特別会計予算

牟田学委員長

次に、議案第31号を議題といたします。

健康増進課長の説明を求めます。

猿楽健康増進課長

議案第31号について御説明申し上げます。

特別会計予算書の13ページを御覧ください。事業勘定の歳出から主なものについて御説明いたします。

第1款総務費1項1目一般管理費は、職員及び会計年度任用職員の人件費が主なものであります。

14ページを御覧ください。2項1目賦課徴収費は、納付書及び各種通知用の郵便料に係る役務費などが主なものであります。

15ページを御覧ください。第2款保険給付費につきましては、ほとんどの保険給付費等を県が賄うことから、県が推計した給付見込額を反映し計上しております。このうち、1項療養諸費は、被保険者の医療費などに対する保険給付が主なものであり、次の2項高額療養費は、被保険者の医療費の個人負担額が一定額を超えた場合に、その超えた額に対する保険給付であります。

16ページを御覧ください。3項移送費は、療養に必要と認められる転院等の際に、患者の移送に要した費用に対して給付するものであります。

次の4項1目18節の出産育児一時金は、さきの本会議において条例改正を御承認いただき、1人当たり8万円の増額となりましたが、出生数の減少のため、前年比62万円の減となりました。

次の5項葬祭諸費は、被保険者が亡くなられた際の葬祭費であります。

17ページを御覧ください。6項1目傷病手当金は、主に新型コロナウイルス感染症による療養のための手当金です。なお、この手当金につきましては、国の方針として本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の疾病分類が変更されることが示され、5月7日までに感染された方が支給対象となったところです。

第3款国民健康保険事業費納付金は、県全体で賄う保険給付費等に必要な財源として県が算定した額のうち、本市の負担分として示された額を計上したものであり、1項医療給付費分、2項後期高齢者支援金等分、次の18ページの3項介護納付金分の合計6億5778万1000円であります。

第6款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費は、生活習慣病予防を推進するための特定検診等の委託料が主なものであり、次の1項1目疾病予防費は、人間ドック助成及びはり・きゅう施術助成の補助金が主なものであります。

19ページを御覧ください。2目国保ヘルスアップ事業費は、訪問指導を行う会計年度任用職員の人件費が主なものであります。

3目医療費適正化事業費は、医療費適正化の各種通知に係る郵便料が主なものであります。次に9ページにお戻りください。歳入の主なものについて御説明いたします。

9ページから次の10ページにかけての第1款国民健康保険税は、それぞれの調定見込額により計上いたしました。

次に、第5款県支出金1項1目保険給付費等交付金は、県が試算した保険給付費見込額の財源として交付されるものであり、1節普通交付金と説明欄に記載のと通りの2節特別交付金であります。

次の11ページにかけての第7款繰入金1項1目一般会計繰入金は、1節保険基盤安定繰入金分から7節その他一般会計繰入金分までをそれぞれ繰り入れるものであり、このうち一般会計からの法定外繰入金である7節その他の一般会計繰入金を3278万1000円計上しました。

以上で事業勘定を終わり、次に、直営診療施設勘定について御説明いたします。

25ページを御覧ください。歳出の主なものについて御説明いたします。

第1款総務費1項1目一般管理費は、会計年度任用職員の人件費ほか、施設の維持管理費が主なものであります。

26ページを御覧ください。第2款1項医業費は、3目医薬品衛生材料費の診療用医薬品等の購入費と4目検査等業務費の診療業務委託料が主なものであります。

27ページを御覧ください。第5款公債費の208万円は、診療所施設の市債償還金元金及び利子であり、令和5年度において償還が終了する見込みであります。

次に23ページにお戻りください。歳入の主なものについて、御説明いたします。

第1款診療収入2項外来収入の904万1000円は、令和4年度の収入実績等を考慮し、見込額をそれぞれ計上しました。

24ページを御覧ください。第6款繰入金3項1目一般会計繰入金は、診療所運営業務に不足する財源として一般会計から繰り入れるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第31号について、審査を一時中止いたします。

○ 議案第34号 令和5年阿久根市後期高齢者医療特別会計予算

牟田学委員長

次に、議案第34号を議題といたします。

健康増進課長の説明を求めます。

猿楽健康増進課長

議案第34号について御説明申し上げます。

103ページを御覧ください。

歳出から御説明いたします。

第1款総務費は、後期高齢者医療に係る事務経費であり、1項1目一般管理費は、被保険者証の更新の際の特定記録郵便などに係る役務費が主なものであり、2項1目徴収費は、後期高齢者医療保険料の徴収に係る経費であります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者の保険料として徴収し納付する分と低所得者に対する保険料軽減措置分の保険基盤安定分担金が主なものであります。

101ページにお戻りください。歳入について御説明いたします。

第1款保険料は、それぞれの調定見込額により計上いたしました。

第3款繰入金1項1目事務費繰入金は、後期高齢者医療に係る事務経費分であり、2目保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分として県が4分の3、市が4分の1の負担割合で繰り入れるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第34号について、審査を一時中止いたします。

ここでお諮りいたします。

本日の審査はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

(延会 午後3時23分)

予算委員会委員長 牟田学